

第4次
豊山町地域福祉計画
●
地域福祉活動計画
(案)

～人がキラリと輝くまち～

令和6年3月
豊山町・豊山町社会福祉協議会

第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	3
2	計画の位置づけ	6
3	計画の期間	7
4	計画の策定体制	8
5	計画の策定方法	9
6	地域福祉とは	10

第2章 豊山町の現状と課題

1	豊山町の基礎データ概要	15
2	町民アンケート調査結果の概要	19
3	団体アンケート調査結果の概要	24
4	豊山町の取り組むべき方向性	25

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本構想と基本理念	29
2	計画の基本目標	30
3	計画の体系	31

第4章 施策の展開（地域福祉計画）

基本目標1	人づくり	39
重点項目1	福祉共育の充実	40
重点項目2	福祉人材の裾野拡大	43
基本目標2	環境づくり	46
重点項目1	ボランティア活動の充実・支援	47
重点項目2	交流の促進	49
基本目標3	しくみづくり	53
重点項目1	重層的支援体制の充実	54
重点項目2	地域で安心して暮らし続けるための支援	56

第5章 施策の展開（地域福祉活動計画）

基本目標1 人づくり	61
重点項目1 福祉共育の充実	62
重点項目2 地域を支えるサポーターづくり	64
基本目標2 環境づくり	65
重点項目1 地域福祉活動を支えるしくみづくり	66
重点項目2 情報発信力の進化と地域内交流を一層促進	68
基本目標3 しきみづくり	71
重点項目1 重層的支援体制の充実	72
重点項目2 地域で安心して暮らし続けるための支援	74

第6章 その他の関係計画

1 豊山町自殺対策計画	79
2 豊山町成年後見制度利用促進基本計画	82
3 豊山町再犯防止推進計画	84

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	89
2 計画の進行管理・評価	89
3 地域懇談会の開催	89
4 アンケート調査による評価	89

資料編

1 豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	93
2 豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿	94
3 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)について(諮問)	95
4 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)について(答申)	96
5 策定経過	97
6 計画の根拠法令	98
7 用語集	103
8 豊山町基礎データ	106

Chapter 7

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

本町では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成31年3月に「第3次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定をしました。地域福祉計画の理念では、人と人、人と地域のつながりを大切にし、お互いに「助け合い 支え合う あたたかなまち」の構築を目指し、そして、地域福祉活動計画の理念では、誰もが安心して生き生きと暮らすために、一人ひとりが「思いやり」の心を持ち、お互いに「手をつなぎ」、福祉の大きな輪を「みんなで育てる」まちづくりをイメージし、「手をつなぎ みんなで育てる 思いやりのまち」の構築を目指して、地域福祉の取り組みを進めてきました。

このたび、令和5年度末に計画年度が終了することを受け、本町における課題を再度整理し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、また、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のために「第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

(2) 国の主な流れ

平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部改正がされました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念の推進や市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が示されています。「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」では、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、策定が努力義務となりました。(平成30年4月改正社会福祉法の施行)

また、令和2年度の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が創設され、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の整備が求められています。

(市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は、令和3年4月施行)

①地域共生社会の実現に向けて

福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することが必要とされています。

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作り、市町村には、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく重層的な支援体制の整備が必要となっています。

②地域課題の複雑化・複合化

少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しています。

また、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

③新たな社会的課題への対応

新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、また、日常生活、社会システムが大きく変容しました。

外出自粛に起因するストレス等によるドメスティック・バイオレンス（DV）等、家庭問題の増加や生活リズムの崩壊、在宅勤務（テレワーク）やオンライン会議の拡大等による人と人とのつながりの更なる希薄化や孤立の深まり等が懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討等が必要となっています。

④地域で取り組む防災・減災対策

近年の震災や異常気象による災害などの経験から、地域コミュニティと地域の支え合いの重要性が再確認されています。特に、配慮を要する方への実効性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。

【参考】社会福祉法改正のポイント（平成30年施行）

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第2項）
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第6条第2項、第106条の3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第106条の2）
- 地域福祉（支援）計画の策定が「努力義務」とされました。（法第107条）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第107条第1号）
- 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うよう努める」ことが明記され、PDCAサイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。（法第107条第3項）

【参考】社会福祉法改正のポイント（令和3年施行）

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設することが明記され、この内容を踏まえた改正社会福祉法が令和3年4月より施行されています。（法第106条の4）

2 計画の位置づけ

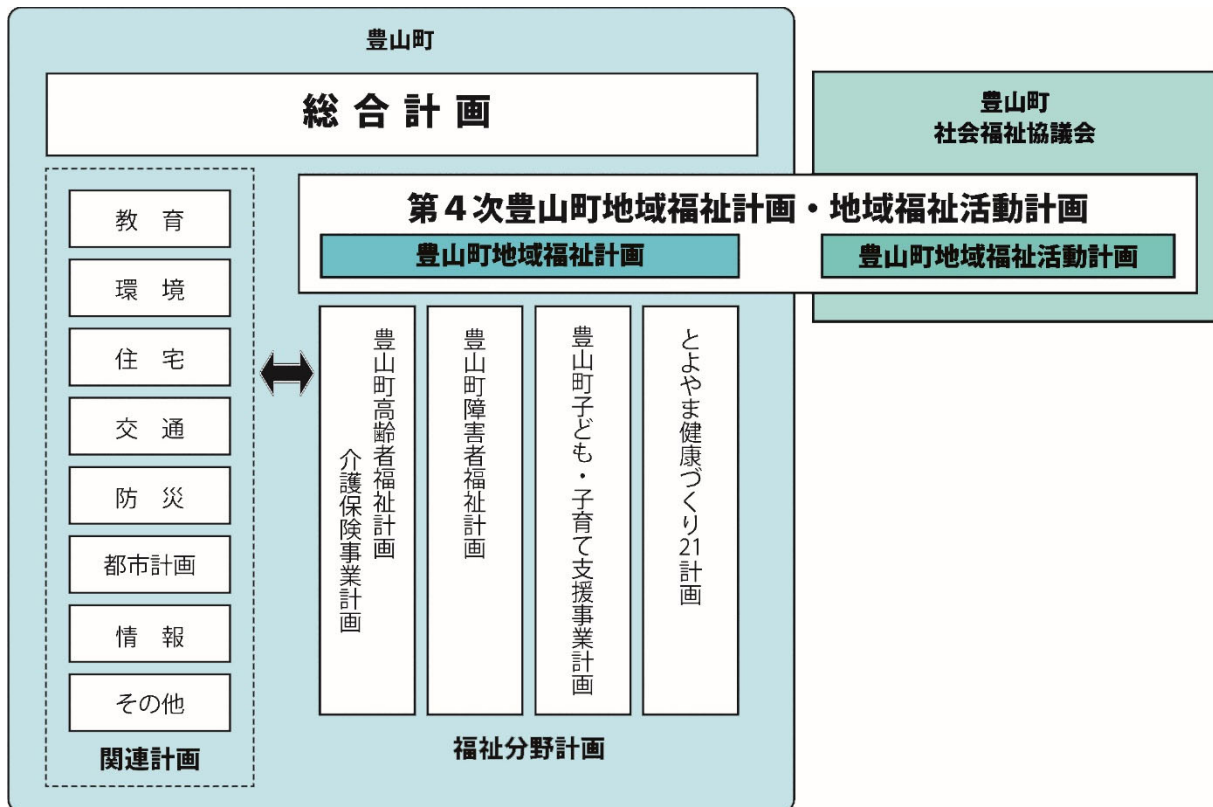
(1) 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第109条に基づく社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を一体化した計画です。

(2) 関連計画との関係

「地域福祉計画」は、本町の「総合計画」に基づく福祉分野の個別計画になり、また、「福祉分野の上位計画」として位置づけられています。よって、高齢者や障がい者、児童などの福祉に関する本町の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。

第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画とその他関連計画の関係



さらに本町では、「地域福祉計画」に生活課題の多様化、複雑化を踏まえ、過去に罪を犯した人が地域社会で立ち直るための再犯防止に向けた取り組みを内容とした「再犯防止計画」（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）や成年後見支援、日常生活自立支援の充実を図る「成年後見制度利用促進計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）等を包含する計画とします。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について

「地域福祉計画」は、総合計画に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした行政の計画です。

「地域福祉活動計画」は、住民や福祉活動を行う団体や事業者等が協働して地域福祉の推進に取り組むうえでの住民等を主役とする具体的な活動を実践するために社会福祉協議会が策定する住民等の活動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のための言わば車の両輪です。「地域福祉計画」は地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくり、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」を実行するための活動や行動の在り方を定めます。

両計画は、地域福祉の推進を目的として、行政と社会福祉協議会の協働により一体的に策定し、同じ理念や方向性の下で施策を展開し、地域共生社会の実現を進めていくものです。

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法	社会福祉法第 107 条	社会福祉法第 109 条 全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間の活動・行動計画
計画の策定主体	住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 (町社会福祉協議会)

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

本町では、総合計画に基づき、各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。

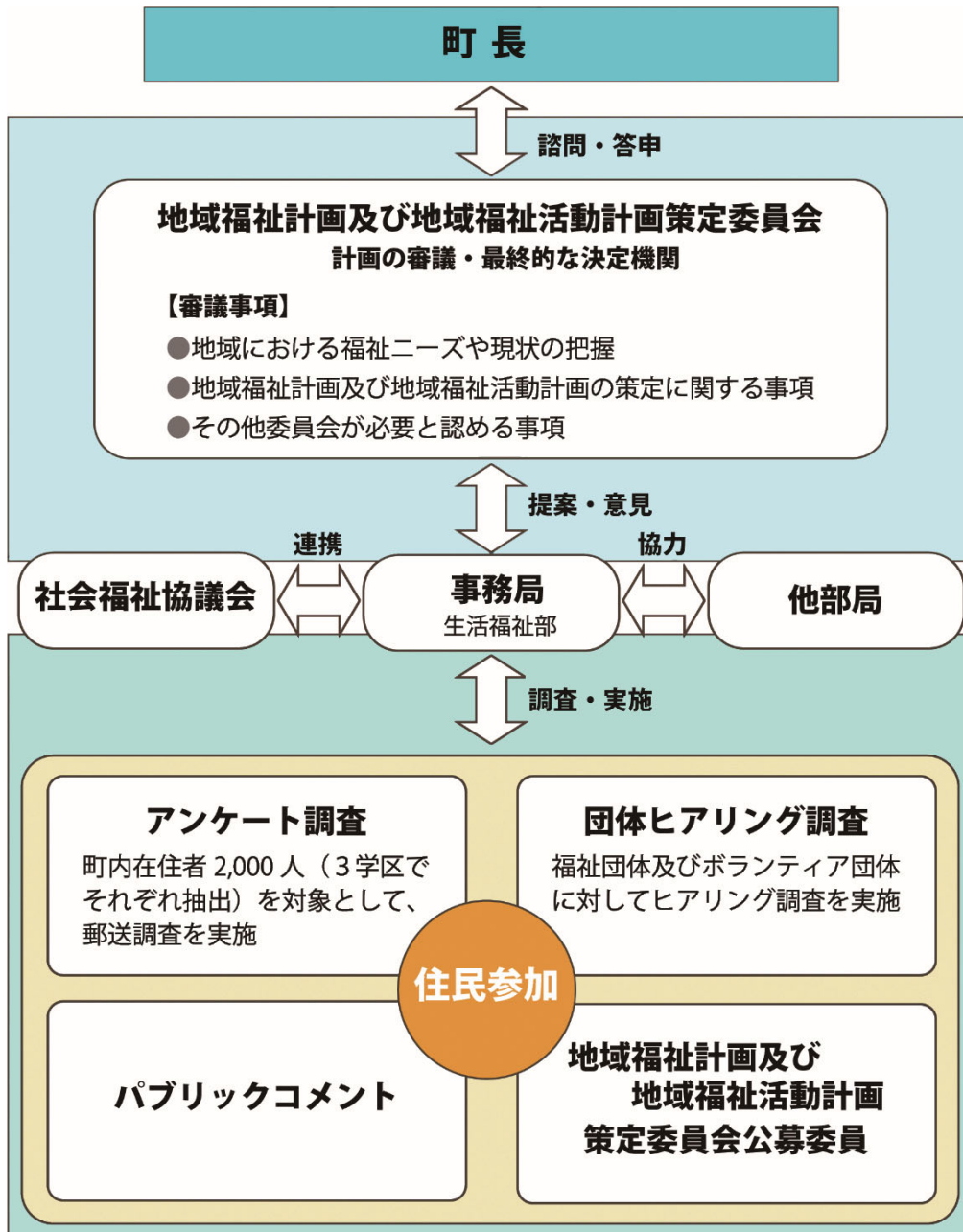
3 計画の期間

計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和10年度を目標年次とする5年の計画とします。なお、本町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、アンケート調査、団体ヒアリング調査を経て、計画素案を作成し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会に提案します。策定委員会では、審議事項に基づき、第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、町長へ答申として提出します。



5 計画の策定方法

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉事業所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、ボランティア連絡協議会の代表など福祉関係団体、保健・医療関係者、学校教育関係者、公募による住民等で構成する「第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

(2) 町民アンケート調査の実施

地域の福祉活動に関する状況や今後の参加意向、現在の福祉サービスについての意識等を把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

① 調査対象及び調査方法

調査対象	町内在住の18歳以上の方 ※地域特性調査をするため、豊山、新栄、志水小学校区をそれぞれで抽出
配布数	2,000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送
調査時期	令和5年7月21日(金)～同年8月10日(木)
調査地域	豊山町全域

② 配布数及び回収結果

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
豊山町内在住の18歳以上の方を無作為抽出 ※豊山、新栄、志水小学校区をそれぞれで抽出	2,000件	539件	27.0%

(3) 団体アンケート調査の実施

町内の福祉団体、ボランティア団体など12団体の現状や今後の方針、活動、事業上の課題や悩みなどを把握し、計画づくりの参考とするために実施しました。

① 調査対象及び調査方法

調査対象	町内の福祉団体、ボランティア団体など12団体	
団体名	とよやま女性の会 町商工会 傾聴ボランティアとよやまみみっこ 豊山にじいろ食堂 豊山町交通安全協会 サロン「ゆるりん」	健康数珠つなぎの会 下青山サロン・アマリス 読みきかせグループゆめっ子 手話サークル豊友 食生活の会 とよやま点字友の会
調査方法	郵送またはヒアリング	
調査時期	令和5年8月	

(4) パブリック・コメントの実施

令和6年2月1日～2月15日まで、情報公開コーナー、福祉課窓口や町公式ホームページで計画（案）を公開し、郵送やメールなどで意見を募集しました。

6 地域福祉とは

(1) 地域福祉ってなに？

「地域福祉」とは、地域住民や様々な関係者が協力し、互いに支えあい、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域をつくっていく取り組みのことです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画では、制度や分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を越えて、地域の皆様や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会（共生社会）の実現を目指していきます。



(2) 「地域福祉」を進める主体は誰？

社会福祉法では、地域の課題に対して、地域を構成する「私たち」全員が手を携えて、互いに役割を分担しながら、地域福祉の推進に努めることが定められています。

（社会福祉法（地域福祉の推進）第4条）

(3) 自助・互助・共助・公助の視点で推進

地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な住民の抱えるニーズや課題に、公的なサービスだけで、きめ細やかな対応をすることは困難です。このような課題に対し、日ごろから自分でできることは自分で行い、本人や家族の力で解決する「自助」、ご近所や地域などで互いに助け合う「互助」、社会福祉協議会の取り組みや介護保険制度などを活用する相互扶助「共助」、行政などの公的サービスで支える「公助」といった包括的、重層的な取り組みが重要です。

「自助」「互助」「共助」「公助」のそれぞれのピースが個人を支える一員としてバランスを取りながら役割を果たし、「みんなが地域づくりに関心をもって参加できる仕組み」をつくるための取り組みが地域福祉です。



Chapter 2
第2章

豊山町の現状と課題

第2章 豊山町の現状と課題

1 豊山町の基礎データ概要

各事項について、直近5年間（一部、平成30年度から令和4年度）の傾向と概要をまとめました。また、各事項の数値によるグラフ等は、「資料編」へ掲載しています。

（1）人口と世帯の動向（令和元年度から令和5年度）

属性	傾向	概要
人口全体	全体で微増	<ul style="list-style-type: none"> ●本町の人口は年々増加傾向 ●令和元年度 15,797 人から令和5年度 15,871 人で74人の増加
年齢 3区分別	15～64歳の層は増加 0～14歳、65歳以上は減少	<ul style="list-style-type: none"> ●「0～14歳」が2,502人から2,309人 ●「15～64歳」が9,794人から10,077人 ●「65歳以上」が3,501人から3,485人 ●「15～64歳」が増加
外国人	増加傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度512人から令和4年度480人で減少 ●令和5年度で527人と再び増加
自然動態	令和3年度以降出生数が死亡数を下回る自然減の傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●出生数は、令和3年度 122 人から令和4年度 107 人で15人の減少 ●死亡数は、令和元年度 125 人から令和4年度 148 人で増加 ●出生数と死亡数については、令和3年度以降出生数が死亡数を下回る
社会動態	転入数・転出数については、令和2年度以降転入数が転出数を上回る転入超過	<ul style="list-style-type: none"> ●転入数は、令和元年度 1,009 人から令和4年度 1,088 人で増加 ●転出数は、令和元年度 1,035 人から令和4年度 980 人で減少
世帯数	世帯数は年々増加傾向 1世帯あたりの人員は減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度 6,746 世帯から令和5年度 7,105 世帯で359世帯増加 ●1世帯あたりの人員は、令和元年度 2.34 人から令和5年度 2.23 人と0.11人減少

(2) 高齢者の状況

属性	傾向	概要
高齢者数	人数は減少、総人口による割合はほぼ変わらない	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度から令和3年度で増加傾向 ●令和4年度以降減少
高齢化率	いずれの年度においても22%以上を推移	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は高齢者人口とともに増減【高齢化率の全国平均は年々増加傾向】 ●豊山町は直近5年間で全国平均を約6~7ポイント下回る
高齢者のいる世帯	【令和4年9月1日現在】総世帯数の34.3%となっており、高齢化の進展に伴い、今後も高齢者のいる世帯の増加が予想される	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年9月1日現在で2,421世帯 ●75歳以上の高齢者が1人でもいる世帯は、1,469世帯で20.8% ●65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯は、816世帯で11.6%
要介護認定者数	増加傾向	●令和元年度495人から令和5年度588人と93人の増加
認定率	増加傾向 令和元年度から令和5年度までにかけて、要支援者では24人、要介護3では25人、要介護4では31人の増加	●令和元年度14.2%から令和5年度16.9%と増加

(3) 障がいのある人の状況

属性	傾向	概要
身体障害者手帳所持者数	増加傾向 各年度とも1級が最も多く、次いで3級の順となっている	●令和元年度421人から令和5年度430人と9人増加
療育手帳所持者数	増加傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年4月1日現在で110人 ●C判定が最も多く、約5割（50.9%）を占める
精神障害者保健福祉手帳所持者数	年々増加 2級が最も多い	●令和5年4月1日現在で154人

(4) 子どもの状況

属性	傾向	概要
児童人口数	減少傾向	●令和元年度 2,951 人から令和5年度 2,809 人と 142 人減少
年齢区分別	0～11 歳は減少傾向 12～17 歳は増加傾向	●0～5歳と6～11歳は減少 ●12～14歳と15～17歳は増加
入園児童数	令和3年以降減少傾向	●令和元年度から令和2年度にかけては増加 ●令和2年度をピークにそれ以降は減少 ●令和2年度の403人から令和5年度の362人と41人の減少

(5) ひとり親世帯の状況

属性	傾向	概要
ひとり親世帯数	減少傾向	●令和元年度 172 世帯から令和5年4月1日現在の132世帯で40世帯減少
母子世帯数	世帯数は減少 ひとり親世帯は増加傾向	●令和元年度 163 世帯から令和5年4月1日現在の126世帯で37世帯減少 ●ひとり親世帯では0.7ポイント増加
父子世帯数	減少傾向	●令和5年4月1日現在では6世帯となり、令和元年度9世帯から3世帯減少

(6) 生活保護世帯の状況

属性	傾向	概要
被保護世帯数	微減傾向	●令和元年度 67 世帯から令和5年4月1日現在の66世帯で1世帯減少
被保護人員数	微増傾向	●令和元年度 72 人から令和5年4月1日現在の78人で6人増加

(7) 自殺者の現状

属性	傾向	概要
自殺者数	減少傾向	●過去5年間は年間5人以下で推移 ●令和3年4人から令和4年2人に減少
自殺死亡率	減少傾向	●過去数年は増減を繰り返している ●令和2年と令和3年では全国及び愛知県を大きく上回っている ●令和4年は国や県より下回る

※傾向と概要は、平成30年から令和4年までの自殺者の数値より掲載

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数の割合

(8) ボランティアの状況

属性	傾向	概要
団体数	現状維持	●増減を繰り返し、令和5年度は22団体
登録者数	微増傾向	●令和元年度で310人から増減を繰り返し、令和5年度は352人

2 町民アンケート調査結果の概要

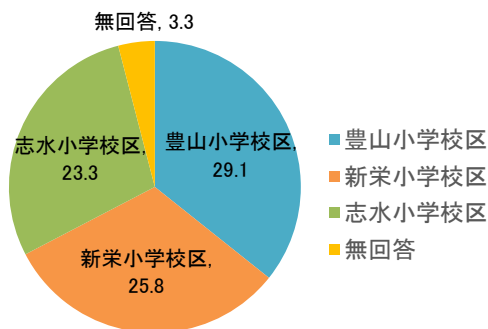
町民アンケート調査結果より、ボランティア、災害関連、町の福祉施策などをピックアップしてまとめました。また、年齢階層別と小学校区別の分析を行いました。小学校区別の地域特性に大きく差がないため、表は年齢階層別のみとしています。

(1) 回答者の属性（小学校区別、年齢階層別）

単位 (%)

	回答者数(件)	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	無回答
全体	539	7.6	11.7	20.4	15.4	16.9	27.5	0.6
豊山小学校区	194	7.2	12.9	19.6	11.9	18.0	30.4	0.0
新栄小学校区	172	8.7	12.2	17.4	16.9	19.8	24.4	0.6
志水小学校区	155	7.1	10.3	25.2	19.4	11.6	26.5	0.0

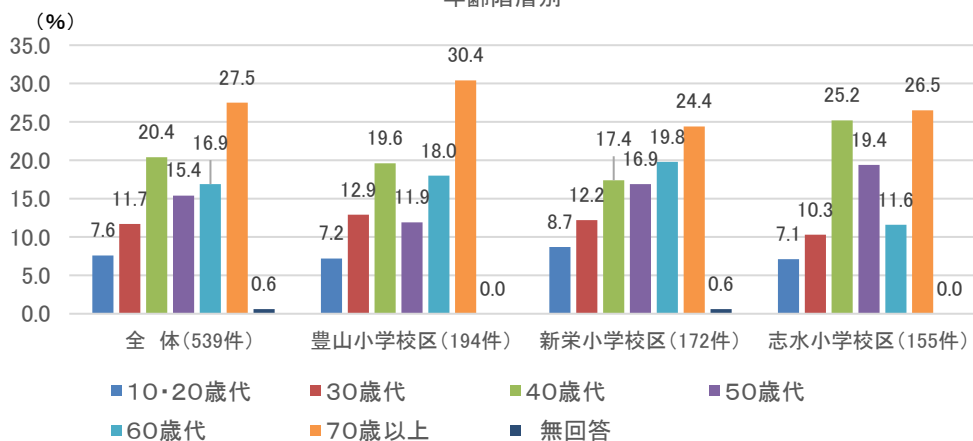
学区別回収割合 (%)



全体で見ると、年齢別は、「70歳以上」が最も多く、次いで「40歳代」となっている。

小学校区別で見ると、すべての学区で回収率に大きな差はないが、3学区ともに「70歳以上」が最も多い。次いで多いのは、豊山、志水小学校区で「40歳代」、新栄小学校区で「60歳代」となっている。

年齢階層別



(2) 地域福祉に関する情報提供の充実

地域福祉を推進するにあたっては、町民への地域福祉に関する活動、イベント、サービスなどの情報提供をする環境を整備する必要があります。しかし、ボランティア活動、イベント活動、公的サービス（制度）など、多種多様にありますが、これらの情報を町民へ適切に届けられることで、困ったときや必要な時に利用できる制度もあります。周知をして選択肢を増やすことは、個人を支えることに大きく役に立つことになります。

- 問8 あなたは、自分にとって必要な介護や健康、子育てなどに関する福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。（〇は一つ）

単位（％）

	回答者数（件）	十分できている	できている	あまりできていない	できていない	必要ない	無回答
全体	539	2.0	25.0	46.4	21.7	3.3	1.5
10・20歳代	41	0.0	29.3	41.5	24.4	4.9	0.0
30歳代	63	3.2	36.5	36.5	15.9	7.9	0.0
40歳代	110	1.8	20.0	51.8	21.8	2.7	1.8
50歳代	83	1.2	28.9	44.6	24.1	1.2	0.0
60歳代	91	2.2	23.1	46.2	23.1	3.3	2.2
70歳以上	148	2.7	20.9	49.3	21.6	2.7	2.7

※ ■ …1位 ■ …2位

- 問9 あなたは介護や健康、子育てなどの福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。（〇はいくつでも）

単位（％）

	回答者数（件）	町の広報誌	社会福祉協議会の広報誌	役場の窓口	社会福祉協議会の窓口	医療機関・福祉施設	民生委員・児童委員	とよまチャンネル（ケーブルテレビ）	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	インターネット	友人や近所の人	入手していない	その他	無回答
全体	539	64.0	11.3	9.3	1.9	11.3	0.6	5.8	16.1	31.0	21.0	11.7	0.7	1.3
10・20歳代	41	29.3	0.0	7.3	0.0	9.8	0.0	7.3	7.3	48.8	12.2	24.4	2.4	0.0
30歳代	63	63.5	4.8	6.3	0.0	3.2	0.0	1.6	6.3	52.4	19.0	14.3	0.0	1.6
40歳代	110	67.3	10.0	7.3	1.8	10.0	0.0	2.7	11.8	36.4	30.9	13.6	1.8	1.8
50歳代	83	56.6	7.2	12.0	1.2	7.2	3.6	7.2	18.1	44.6	20.5	12.0	1.2	1.2
60歳代	91	70.3	14.3	7.7	1.1	17.6	0.0	6.6	19.8	27.5	13.2	5.5	0.0	1.1
70歳以上	148	71.6	18.9	12.2	3.4	14.9	0.0	8.1	23.0	7.4	22.3	9.5	0.0	1.4

※ ■ …1位 ■ …2位

(3) 福祉文化の醸成とボランティア活動の促進

福祉活動、ボランティア活動に関わる人の高齢化が進んでおり、新たな人材が必要となっています。地域の福祉活動に新たに参加する人や団体への繋がりを増やしていくには、あらゆる世代や多様な主体からの参加が必要になります。将来の担い手を育てる視点からも、地域で活動している様々な団体など地域の行事、活動の実績などを知ることや体験してもらうことで、将来の支え手への可能性を広げていく必要があります。

●問 13 あなたは、ボランティア活動をしていますか。(〇は一つ)

単位 (%)

	回答者数(件)	活動をしている	活動したことはあるが、現在は活動していない	活動したことはないが、今後活動してみたいと思う	活動したことはなく、今後も活動したいとは思わない	無回答
全体	539	8.0	13.0	29.1	41.2	8.7
10・20歳代	41	2.4	12.2	31.7	43.9	9.8
30歳代	63	4.8	9.5	38.1	44.4	3.2
40歳代	110	10.9	10.0	32.7	39.1	7.3
50歳代	83	6.0	14.5	36.1	37.3	6.0
60歳代	91	4.4	11.0	33.0	45.1	6.6
70歳以上	148	12.2	17.6	15.5	40.5	14.2

※ ■ … 1位 ■ … 2位

●問 13-2 ボランティア活動の継続や、参加しやすいようにするための必要な条件はどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

※問13で「活動している」「活動したことはあるが、現在は活動していない」と回答した方 単位 (%)

	回答者数(件)	時間的・経済的にゆとりがある	健康でいられる	自分や家族が理解が得られる	周り(家族や職場)の仲間や友人がいる	ともに活動する経験がある	活動に関する知識や特技を活かせる	自分の趣味や体験の機会がある	知識や技術を学べる機会や充実感が得られる	生きがいや	行政や社会福祉協議会の福祉活動への積極的な援助	活動や組織の情報が入手しやすい	自分の好きな時間にできる活動内容	活動に少しの報酬がある(有償ボランティア)	わからない	その他	無回答
全体	113	56.6	36.3	18.6	38.9	4.4	12.4	12.4	8.8	5.3	4.4	15.0	7.1	2.7	0.9	7.1	
10・20歳代	6	50.0	0.0	16.7	50.0	0.0	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	
30歳代	9	77.8	55.6	11.1	22.2	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	22.2	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0	
40歳代	23	60.9	21.7	21.7	34.8	0.0	21.7	17.4	17.4	4.3	0.0	26.1	21.7	0.0	0.0	4.3	
50歳代	17	70.6	35.3	17.6	41.2	5.9	5.9	23.5	17.6	11.8	11.8	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	
60歳代	14	71.4	42.9	35.7	35.7	0.0	0.0	14.3	7.1	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	
70歳以上	44	40.9	43.2	13.6	43.2	9.1	13.6	4.5	2.3	2.3	2.3	13.6	0.0	6.8	2.3	11.4	

※ ■ … 1位 ■ … 2位

●問 13-3 ボランティア活動をしていない主な理由は何ですか。(〇は1つ)

※問13で「活動したことはないが、今後活動してみたいと思う」と回答した方 単位(%)

	回答者数(件)	ボランティアに興味がない	やりたいボランティアがない	時間に余裕がない	体調に不安がある	経済的に余裕がない	どんなボランティアがあるかわからない	無回答
全体	157	0.6	6.4	51.6	12.7	3.2	24.8	0.6
10・20歳代	13	0.0	0.0	61.5	7.7	0.0	30.8	0.0
30歳代	24	0.0	4.2	70.8	4.2	4.2	16.7	0.0
40歳代	36	0.0	8.3	58.3	2.8	2.8	27.8	0.0
50歳代	30	3.3	0.0	63.3	3.3	3.3	23.3	3.3
60歳代	30	0.0	13.3	40.0	20.0	3.3	23.3	0.0
70歳以上	23	0.0	4.3	17.4	43.5	4.3	30.4	0.0

※ ■ …1位 ■ …2位

(4) 見守り・支援体制の強化

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、子育て世帯や障がいのある人がいる世帯など、支援を必要とする人への見守り体制を強化することが必要です。

また、生活するうえで生じる問題は、介護、障がい、子育て以外にも様々な暮らし全般に及んでいます。これらの問題や課題は福祉課題にもつながってくることもあります。

●問 16 今後、より住みやすい地域とするために、どのような取り組みが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

単位(%)

	回答者数(件)	介護予防の充実 健康づくりや	介護者や介護を 必要とする方への支援	子育てに関する支援	一人暮らし高齢者などの 高齢者への支援	障がいのある人への支援	生涯学習や生きがいつくり	様々な人が交流する 機会の充実	安全で快適な生活環境に するための活動	地域活動の充実 自治会などの	わからない	その他	無回答
全体	539	27.1	34.1	33.6	33.2	13.7	13.9	17.4	37.7	10.2	5.2	3.5	1.1
10・20歳代	41	26.8	26.8	53.7	9.8	17.1	7.3	7.3	39.0	2.4	17.1	4.9	0.0
30歳代	63	23.8	19.0	73.0	17.5	7.9	12.7	17.5	44.4	3.2	0.0	6.3	0.0
40歳代	110	15.5	32.7	50.0	32.7	12.7	8.2	20.9	49.1	3.6	3.6	4.5	0.9
50歳代	83	26.5	39.8	31.3	37.3	13.3	19.3	12.0	34.9	10.8	8.4	3.6	1.2
60歳代	91	31.9	39.6	14.3	36.3	17.6	22.0	23.1	39.6	8.8	4.4	2.2	0.0
70歳以上	148	35.1	37.2	12.8	42.6	14.2	12.2	16.2	27.0	20.9	4.1	2.0	2.7

※ ■ …1位 ■ …2位

●問 20 これからの豊山町の福祉は何を重点にすべきだと思いますか。(〇は3つまで)

単位 (%)

	回答者数(件)	健康や生きがいづくり	高齢者や障がいがある人の住宅での生活を支えるサービス	NPOなどの活動支援 ボランティア	住民がお互いに助け合えるまちづくり	子どもからの福祉教育の充実	福祉サービスに関する情報提供	気軽に相談できる人、集まれる場の充実	わからない	その他	無回答
全体	539	37.1	32.5	7.2	29.9	19.3	30.6	30.4	10.4	1.9	1.7
10・20歳代	41	29.3	24.4	9.8	19.5	34.1	22.0	24.4	22.0	2.4	0.0
30歳代	63	23.8	27.0	6.3	19.0	42.9	19.0	30.2	9.5	4.8	1.6
40歳代	110	30.0	34.5	8.2	23.6	24.5	26.4	37.3	11.8	2.7	0.9
50歳代	83	44.6	41.0	10.8	24.1	21.7	36.1	26.5	9.6	2.4	0.0
60歳代	91	42.9	31.9	5.5	27.5	7.7	38.5	31.9	11.0	0.0	0.0
70歳以上	148	43.2	31.8	4.7	45.9	7.4	33.8	29.1	6.8	0.7	4.1

※ 黄色い背景…1位 緑色背景…2位

(5) 地域防災活動の推進

大規模災害に備え、対応力の強化に努めることが必要です。また、共助の必要性が再認識されており、各小学校区の自主防災組織活動をさらに活性化させていく必要があります。予期せぬ地震や自然災害に備え、早期にも自助、共助の取り組みを促進させ、防災力の強化を図る必要があります。

●問 21 地域福祉を進めていくにあたって、地域として取り組むべきことは何だと思いますか。(〇はいくつでも)

単位 (%)

	回答者数(件)	様々な世代を超えた交流	地域の見守りや声かけ	ひとり暮らしの方の話し相手	災害時の助け合い	防災や防犯のパトロール	自治会などの地域活動	居場所づくりとしての場の提供	(通院、買い物など)外出支援	地域を巻き込んだ子育て支援	健康づくり・介護予防のための活動	生きがいづくり・生涯学習活動	ボランティア活動	日常生活に関する情報提供	わからない	その他	無回答
全体	539	27.3	37.3	16.0	45.3	33.4	13.9	18.9	20.6	19.3	24.9	20.2	7.6	21.0	8.5	1.1	1.7
10・20歳代	41	24.4	31.7	9.8	39.0	31.7	7.3	19.5	14.6	36.6	19.5	12.2	9.8	17.1	19.5	2.4	0.0
30歳代	63	25.4	25.4	14.3	44.4	31.7	4.8	20.6	17.5	27.0	17.5	25.4	3.2	30.2	7.9	0.0	0.0
40歳代	110	24.5	36.4	15.5	50.0	37.3	11.8	24.5	24.5	29.1	23.6	24.5	7.3	20.9	7.3	1.8	1.8
50歳代	83	27.7	42.2	13.3	50.6	36.1	13.3	20.5	22.9	16.9	31.3	25.3	12.0	21.7	8.4	2.4	0.0
60歳代	91	23.1	39.6	18.7	45.1	35.2	12.1	19.8	19.8	8.8	29.7	14.3	4.4	19.8	7.7	0.0	1.1
70歳以上	148	33.1	40.5	18.9	41.2	29.1	23.0	12.8	20.3	11.5	24.3	18.2	8.8	18.9	7.4	0.7	3.4

※ 黄色い背景…1位 緑色背景…2位

3 団体アンケート調査結果の概要

団体アンケート調査結果では、町内の福祉団体、ボランティア団体など12団体へアンケートやヒアリングにより調査した内容から、日々の活動や事業を運営するうえでの課題や悩みをピックアップしてまとめました。

日々の活動や事業を運営するうえでの課題や悩み

- ◆足の便が悪い
- ◆仕事と家庭とで役員のなり手が少ない
- ◆運営の仕事量が多い
- ◆コロナの影響による活動の自粛、認知度低下
- ◆会員の減少
- ◆スキル低下への不安
- ◆ボランティアへ費やす時間が限られる
- ◆協会員の高齢化による人員不足、活動時の不備
- ◆平均年齢が年々上昇
- ◆60代の若手の参加が少ない
- ◆いまのリーダーにも限界があるため、後援者養成が必要
- ◆現在会員数26名中、男性3名のみ。代表者の後任模索中
- ◆活動場所について狭すぎる
- ◆参加者が少ない。また、だんだん固定化して新メンバーが入りにくい
- ◆責任者だけの自己満足に終わるのではなく、地域の人々をもう少し巻き込むことが必要
- ◆来てくれる人が少ない
- ◆活動するメンバーがなかなか増えず、活動がむずかしいと考える場面もある
- ◆メンバー全体が高齢化しているので、若い方は入りにくい環境がある
- ◆会員の高齢化
- ◆当事者の参加者不足（1人に負担がかかる）
- ◆人材不足の理由の一つは、新しい人の入会がないこと
- ◆活動の機会が少ない
- ◆年々ボランティアをする人が少ない
- ◆今いるボランティアも高齢化で会の存続が不安
- ◆点訳以外の行事が重荷に感じるボランティアもいる
- ◆点字を打ち出す機械が高額なため（今使っているものは生産終了）、継続に支障が出てくる
- ◆本などの原稿をスキャンし、点字にするシステムがあるが、お金がかかり、結局ボランティアの時間と労力がある

まとめ

- ◆会員の高齢化が進んでいることと、入会者の減少と担い手不足が深刻化している
- ◆それにより、現状の会員への負荷も大きく、運営にも支障が出てきている状況
- ◆また、若い年齢層の新規会員の勧誘を含め、会員増強の模索をしているが、解決策が見つからないことが現状
- ◆ボランティアの存続を含めて、地域の巻き込み方の検討が必要

4 豊山町の取り組むべき方向性

各種アンケートやヒアリング、現状の基礎データなどの内容を踏まえ、総合的な観点で町の福祉課題への取り組むべき方向性をまとめました。

(1) 住民や地域のつながりの希薄化と多様な主体による地域での見守り

住民や地域のつながりが希薄化すると、地域社会に影響が及ぶ可能性があります。孤立感や緊急時の対応は希薄したつながりでは難しくなります。そのため、多様な主体による地域での見守りは、住民の安全や福祉をサポートする役割を果たします。

地域全体の安全や住民同士が協力した環境をつくることで、隣人同士が顔見知りであれば、異常な状況を素早く察知し、適切な対応を取ることが可能になります。

(2) 住民の福祉意識の高揚や福祉活動へ関心を持てるような環境づくりの問題

住民の福祉意識を高揚させ、福祉活動への関心を喚起するためには、地域全体で協力し、多様な主体が参画する環境を整える必要があります。町の広報誌やウェブサイト、イベントなどを活用して、地域住民の福祉に関する情報を提供し、福祉の理念や活動を広く周知する必要があります。

また、地域のボランティアや福祉団体と住民が連携して活動を促進させる環境を増やし、高齢者体験や障がい者体験などの福祉に対する体験的な学習を促進します。地域全体で福祉に対する意識を高め、支え合いの文化を育むことで、住民の福祉と生きがいの向上を図ります。

(3) 地域福祉の推進に向けた各分野連携の仕組みづくりへの対応

地域福祉の推進に向けて、各分野の連携を強化する仕組みづくりが重要です。地域で分野を超えて相談に応じ、情報共有、助言を行う体制の整備、地域生活課題の解決の助けになる支援、これらを一体的に行う体制を整備することで、福祉分野だけでなく、まちづくり、教育など、地域の持続を高める施策を展開することができます。

社会福祉協議会と地域住民や専門家、団体などと連携し、地域の生活支援の仕組みづくりへの対応が必要です。

(4) 地域で利用しやすい福祉サービスの体制づくりの充実

地域で利用しやすい福祉サービスの体制づくりは、誰もが安全で快適な生活環境にするために必要になります。今後、福祉人材不足が懸念される中で福祉サービスを持続可能にするために、地域内で福祉人材の確保を進めていかなければなりません。

これまでの福祉サービスは分野ごとに提供されてきましたが、複雑な課題に対応するためには、地域の実情に合った包括的なサービス提供体制を構築し、地域のコミュニティを活発に活動できる場をつくっていく必要があります。

Chapter 3
第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本構想と基本理念

(1) 基本構想

人がキラリと輝くまち

本計画では、第5次豊山町総合計画で目指すまちづくりの重点目標の1つである『人がキラリと輝くまち』を計画の基本構想として掲げます。

住民も来訪者も、本町で過ごすすべての人が、様々なふれあいや交流を通じて、それぞれの個性が輝きいきいきと過ごすことができ、誰もが笑顔でいつも輝いているまちを目指します。

(2) 基本理念

基本理念は、第3次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念を引き継ぎ踏襲します。また、第4次豊山町地域福祉計画基本理念は、第5次豊山町総合計画の7つの分野別まちづくりの基本目標4の考えを引き継いでいます。

第4次豊山町地域福祉計画 基本理念

助け合い、支え合う健康であたたかなまち

住み慣れた地域の中で、住民や団体などが助け合い、支え合いながら、行政との協働のもとで、健康で笑顔があふれる暮らしを実現できるあたたかな福祉文化のまちを目指します。

第4次豊山町地域福祉活動計画 基本理念

手をつなぎ みんなで育てる 思いやりのまち

誰もが安心して生き生きと暮らせるように、一人ひとりが「思いやり」の心を持ち、お互い「手をつなぎ」、福祉の大きな輪を「みんなで育てる」まちづくりを目指します。

2 計画の基本目標

(1) 計画を推進するための4つの視点

計画を推進するにあたって、「第2章 4 豊山町の取り組むべき方向性」を踏まえ、私たちの地域を取り巻く現状から浮かび上がってきた様々な課題解決に向けて4つの視点を定め、計画の基本目標へとつなげていきます。

第4次豊山町地域福祉計画	第4次豊山町地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none">◆住民や地域の主体性を育み活かす◆住民参加型の支え合いによる地域づくり◆分野を超えた連携◆安心して利用できる健康福祉サービスの推進	<ul style="list-style-type: none">◆住民の主体性や地域の独自性を育む◆住民参加による支え合いの地域づくり◆既存分野の枠を超えた連携推進◆気軽に利用できる安心の健康・福祉サービスを提供

(2) 基本目標

計画を推進するための4つの視点をもとに、「人づくり、環境づくり、しくみづくり」の3つのキーワードにより、個々の計画の基本目標を定めます。

1 人づくり

◆地域福祉計画

福祉の心をはぐくみ、地域を支える担い手づくりを推進します。

◆地域福祉活動計画

仲間を増やし、支え合う担い手づくりを推進します。

2 環境づくり

◆地域福祉計画

地域福祉活動を推進するための基盤づくり、居場所や生きがいの創出を進めます。

◆地域福祉活動計画

よりよい支援を受けられる環境づくりを推進します。

3 しきみづくり

◆地域福祉計画

支援が必要な人を支える体制の整備と強化をしていきます。

◆地域福祉活動計画

みんなが力を合わせられるネットワークづくりを推進します。

3 計画の体系

町の目指す基本構想のもと、町の福祉課題の解決へ向けた取り組みを、個々の計画で体系化し展開します。

下記は、体系図に示される項目の説明になります。

基本構想

豊山町が将来のビジョンを明確にし、その実現に向けた基本的な施策の大綱を示すものです。豊山町地域福祉計画と豊山町地域福祉活動計画は共通のものになります。

基本理念

豊山町が進むべき方向を示すものであり、その存在意義や目的、役割を明確にするものです。豊山町地域福祉計画と豊山町地域福祉活動計画は、それぞれに設定しています。

4つの視点

地域を取り巻く現状から浮かび上がってきた様々な課題解決に向けて、4つの視点を定め、計画の基本目標へとつなげていきます。

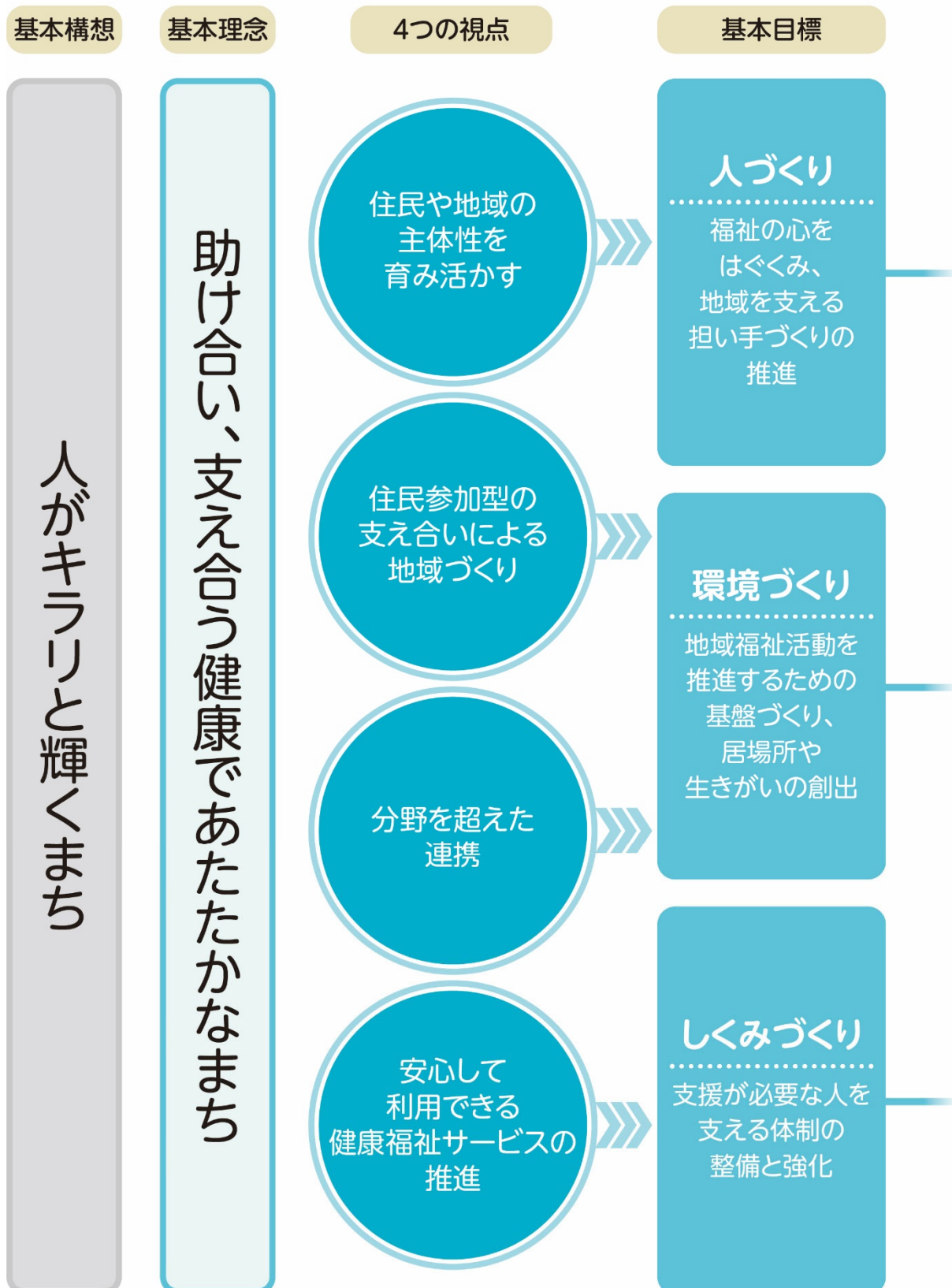
基本目標

基本理念に基づく計画の基本目標として、計画を構成するための分野ごとに目指すべきまちの姿を設定するとともに、これらを実現するための総合的な施策推進のあり方を設定しています。

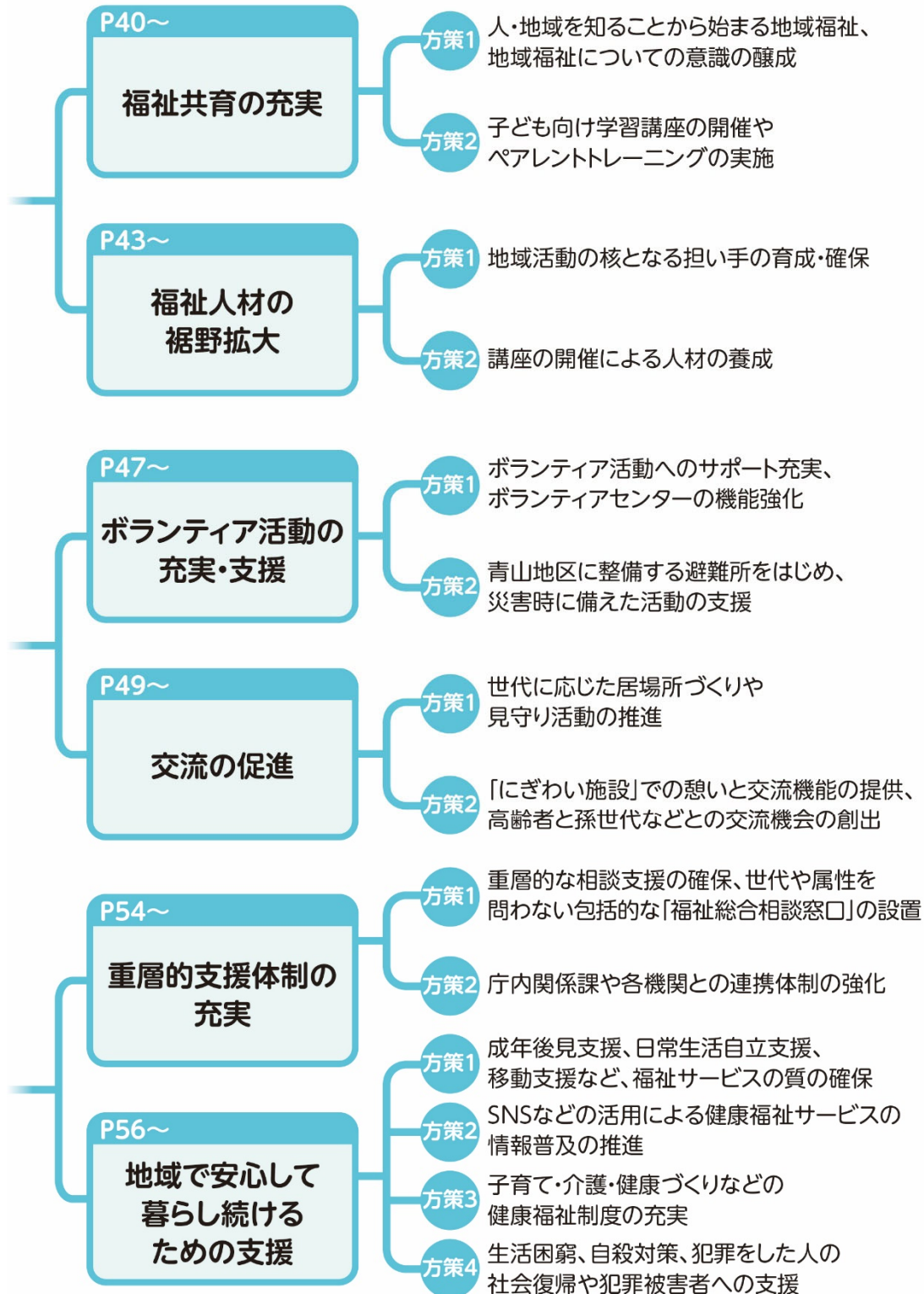
重点項目

地域共生社会の実現のため、豊山町地域福祉計画と豊山町地域福祉活動計画が基本目標に基づいたそれぞれの重点項目で、施策推進のあり方を設定しています。

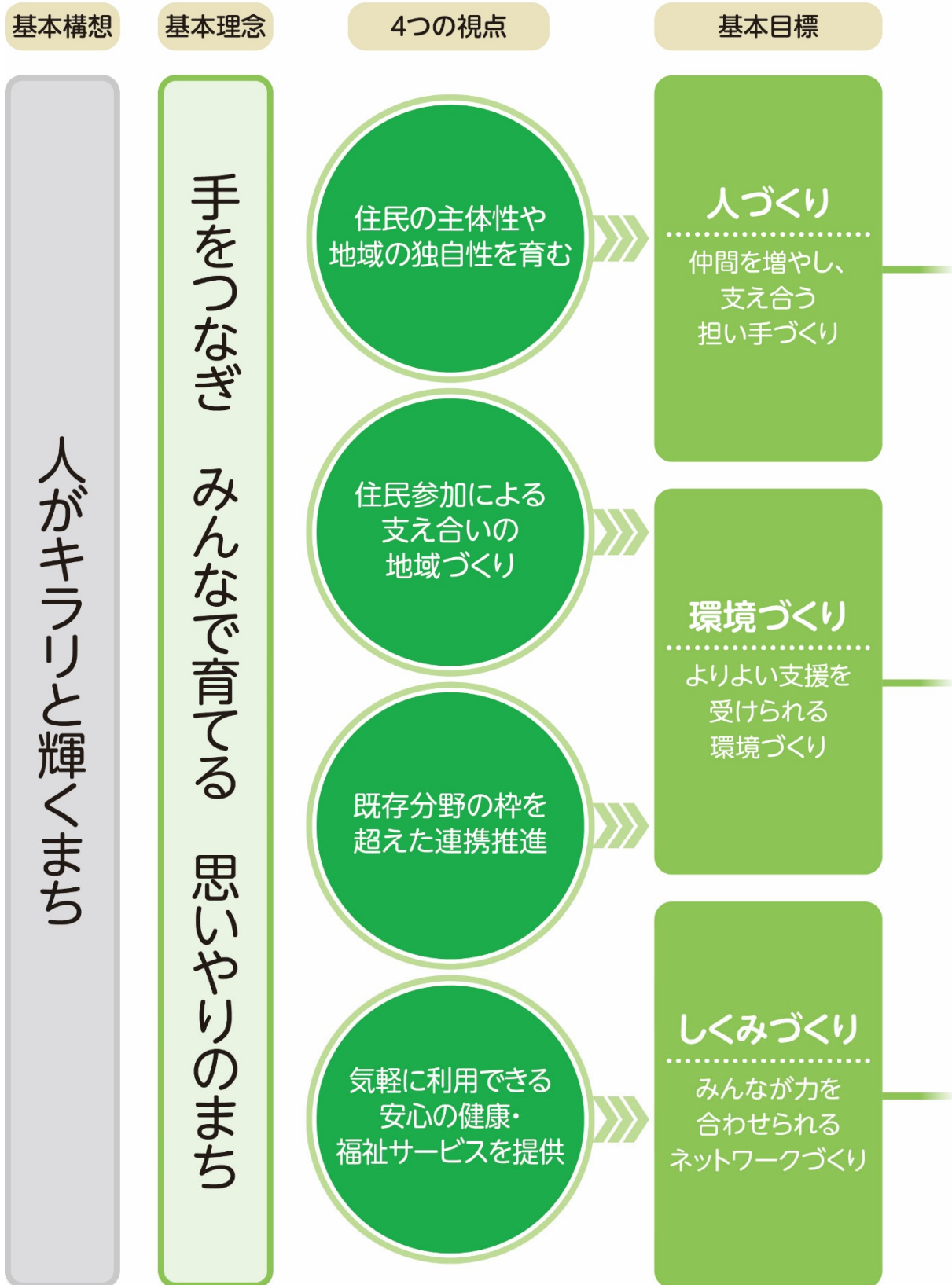
第4次豊山町地域福祉計画



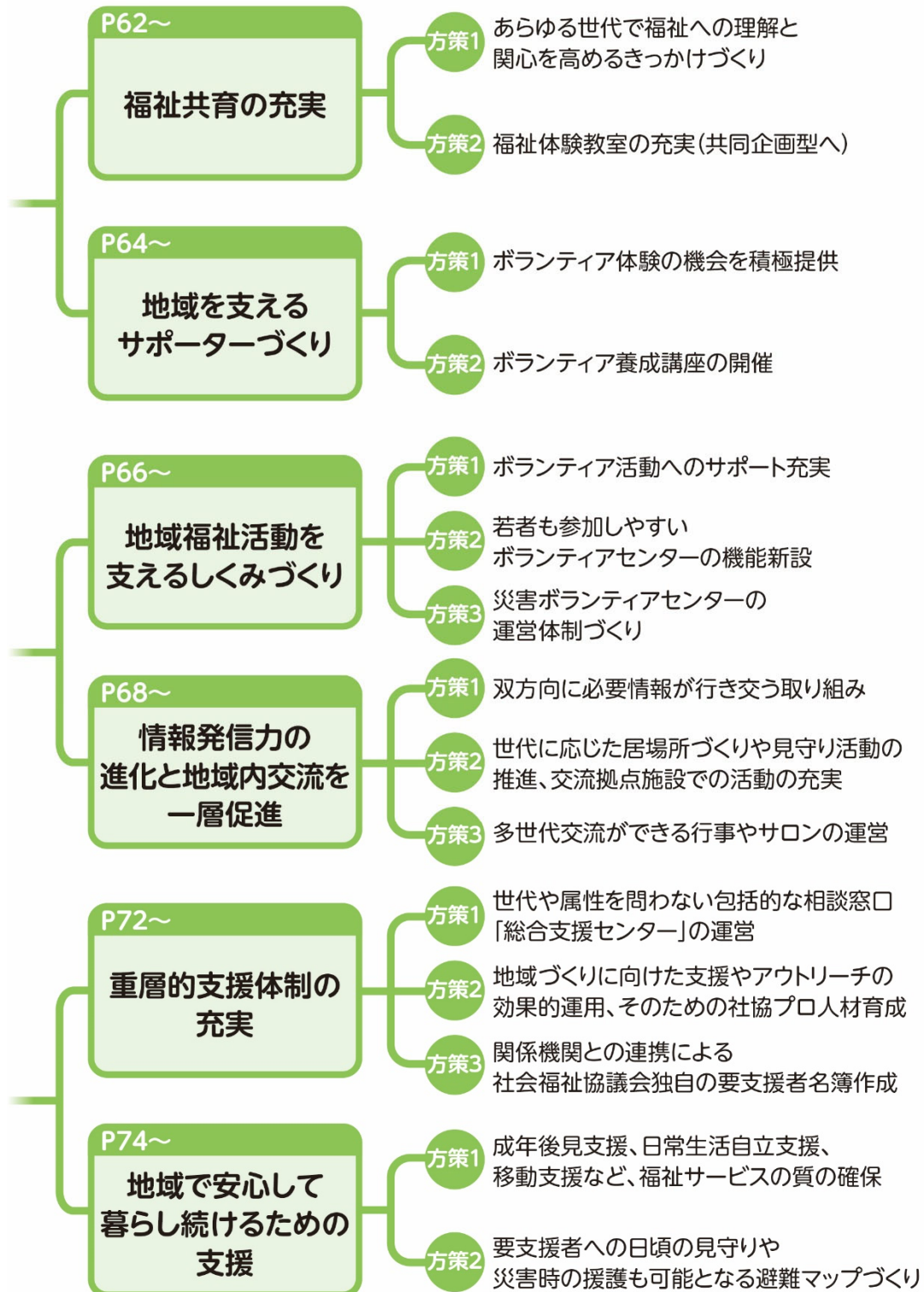
重点項目



第4次豊山町地域福祉活動計画



重点項目



地域共生社会の実現

Chapter 4
第4章

施策の展開(地域福祉計画)



第4章 施策の展開（地域福祉計画）

基本目標 1 人づくり

福祉の心をはぐくみ、地域を支える担い手づくりを推進します。

下表は、基本目標1「人づくり」を推進するための取り組みにおける重点項目です。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
重点項目（主な関連施策や事業等）	
福祉共育の充実 福祉人材の裾野拡大	福祉共育の充実 地域を支えるサポーターづくり
<ul style="list-style-type: none"> ◆人・地域を知ることから始まる地域福祉、地域福祉についての意識の醸成 ◆子ども向け学習講座の開催やペアレントトレーニングの実施 ◆地域活動の核となる担い手の育成・確保 ◆講座の開催による人材の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆あらゆる世代で福祉への理解と関心を高めるきっかけづくり ◆福祉体験教室の充実（共同企画型へ） ◆ボランティア体験の機会を積極提供 ◆ボランティア養成講座の開催
住民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆自分から進んであいさつや声かけをする ◆ボランティア活動を通じて、世代間交流をする ◆積極的に自治会や老人クラブの活動、地域行事などに参加する、呼びかけ合う ◆福祉について考える機会をつくる ◆積極的に福祉やボランティアの体験に参加する 	
地域活動団体、社会福祉法人、事業所等の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域行事やボランティア体験や養成講座への参加を積極的に呼びかける ◆自分たちの活動情報を発信する ◆様々な年齢層が参加できるような行事を開催する ◆公園、社会教育施設でのスポーツやイベントなど、集まれる機会や場の提供をする 	

重点項目1 福祉共育の充実

地域の介護・福祉サービス等を提供する機関や団体が、それぞれの専門性を生かしながら、利用者のニーズを把握し、適切なサービスを提供するために、情報や意見を共有し、連携して取り組んでいきます。

方策1 人・地域を知ることから始まる地域福祉、地域福祉についての意識の醸成

◆社会を明るくする運動（映画会）や人権啓発パネル展の開催などにより、福祉に触れる機会の充実を図ります。

子どもたちや親子が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生保護に関する理解を深める機会をつくるため、社会を明るくする運動に関する啓発映像とアニメ映画の上映会を実施しています。



また、国が定める「人権週間」に合わせて、役場庁舎において人権啓発パネル展を開催し、町民一人ひとりの人権への関心を高め、人権に対する正しい知識の普及を進めます。



◆健康・福祉フェスティバルの開催による、地域福祉へのきっかけづくりを進めます。また、福祉に関する町内事業所とのつながりを作ります。

町は、健康でいつまでも幸せに生活するために、健康づくりに対する正しい理解を深めるとともに、「人と人のふれあい」「思いやりの心」を大切に、地域に根ざした福祉のまちづくりを目指しています。町と社会福祉協議会の連携のもと、社会福祉関係の諸団体等の協力を得て、引き続き、フェスティバルにて各種の催しを開催し、町民の健康と福祉の参加への機会づくりを醸成していきます。



◆ヘルプマーク、障がい者アート、障がい者スポーツなど、障がいのある方への理解を促進します。

令和4年度の健康・福祉フェスティバルにおいて、障がい者アート展を開催しました。障がいのある方の作品を通じて、障がいのある方への理解や障がいのある方の社会参加に繋がります。

障がい者スポーツについては、令和3年度から社会教育センターにおいて、全国障害者スポーツ大会（愛知県代表予選大会）が開催されています。



令和6年度には、愛知県聴覚障害者体育大会が清須市、北名古屋市、豊山町において開催されます。スポーツ大会が身近な地域で開催されることで地域の方に障がい者スポーツを知ってもらう機会をつくります。

方策2 子ども向け学習講座の開催やペアレントトレーニングの実施

◆人権教室など子ども向けの学習機会を創出し、子どもの頃から福祉の心を育みます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、地域の身近な相談役として住民の抱える人権に関する様々な困りごとに対応しています。町では、「人権週間」において、町内小学校の児童を対象に、人権擁護委員による人権教室を実施しています。絵本の読み聞かせや人権に関するクイズを通じて、子どもたちの人権意識の高揚を図ります。



◆親子通園施設での療育支援事業を継続します。



ひまわり園にて、心身の発達に不安や心配のある子どもたちとその保護者が通園するための親子通園施設を運営しています。引き続き、通園による集団での療育の場を提供し、自主性と社会性を高めることにより、日常生活への適応能力の増進を図ります。

◆プログラム研修の受講など、ペアレントトレーニングの実施に向けた取組みを行います。

こども健康相談やあかちゃん広場、おしゃべりテラスの開催など、保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう、家族に対する支援体制の充実を図ります。



◆子どもたちの学習習慣の定着を図るとともに、生活習慣及び社会性を育む場を提供します。

愛知県との連携のもと、ひとり親家庭や貧困家庭の子どもたちに対して、指導員による学習・生活支援を実施しています。子どもたちの学力の向上や生活習慣の改善を推進します。



重点項目2 福祉人材の裾野拡大

地域活動において、担い手の発掘・育成は重要です。地域の担い手は、地域の活性化に欠かせない存在であり、地域の未来を担う人材になります。また、地域活動に参加することで、地域の人々が交流し、地域の絆も深まります。

方策1 地域活動の核となる担い手の育成・確保

◆若い世代を対象としたボランティア活動の場を充実させ、人材の発掘と育成に努めます。

令和5年度の健康・福祉フェスティバルでは、コロナ禍の縮小開催を経て、4年ぶりに中学生ボランティアの参加がありました。開催後のアンケートには、「地域の方ともっと交流を深めたい。」「ボランティアを体験して多くの人と接することができて楽しかった。」など、参加して良かったという意見が多く寄せられました。参加者全員が来年も参加したいなど、若い世代のボランティア活動への意欲を感じられる結果となりました。



豊山ジュニアリーダークラブ

健康・福祉フェスティバルにおいて、豊山ジュニアリーダークラブの企画による「お楽しみコーナー」が実施されました。総合防災訓練での災害ボランティアセンターでは、豊山ジュニアリーダークラブが参加し、高齢者の自宅から避難所へ避難する訓練活動の支援を行いました。

◆「福祉のつなぎ役」である民生委員・児童委員の活動を住民に周知し、研修会等への参加によって、民生委員・児童委員の相談支援の充実を図ります。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の身近な相談役として住民の抱える福祉に関する様々な困りごとに対して活動しています。住民と関係機関の「福祉のつなぎ役」としての機能を果たすとともに、地域の見守りなどにも重要な役割を果たしています。



◆老人クラブ活動を支援し、団体の活性化及び地域活動の促進を目指します。また、老人クラブへの参加促進、地域の担い手の確保を進めます。

高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくためには、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。人生 100 年時代を迎えた今日、老人クラブ活動を引き続き支援し、高齢者が元気なまちづくりを進めていきます。

本町の老人クラブは、令和5年4月1日時点で 15 地区、1,009 名の会員が活動しています。



方策2 講座の開催による人材の養成

◆ボランティア養成講座などの開催による人材の養成に努めます。

ボランティア活動を広めていくためには、地域の推進役となるボランティアリーダーの役割が重要です。引き続き、社会福祉協議会が中心となり、地域のニーズに合わせたボランティア養成講座を実施していきます。



えんじょいクラブ活動

児童センター・児童館において、小学校の児童を対象としたクラブ活動を実施し、工作、英語、音楽等の各種活動を通して、子どもたちが自ら学び、考える力を育みます。

◆いのちを支える人材として、ゲートキーパーを養成します。また、相談機関の職員の資質向上に取り組みます。

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る人のことです。悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くのゲートキーパーを養成し、それぞれの立場でできる行動を通して自殺対策を図ります。

◆地域住民が認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、見守り体制の構築に取り組みます。

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る「応援者」です。認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、サポーターのできる範囲で、見守りや手助け等の活動をします。また、認知症の普及啓発のシンボルカラーはオレンジです。オレンジ色の花を認知症の人とその家族などと一緒に豊山町全体に咲かせる取組みなどを実施し、地域全体で認知症への理解を深めます。

基本目標 2 環境づくり

地域福祉活動を推進するための基盤づくり、居場所や生きがいの創出をしていきます。
 下表は、基本目標2「環境づくり」を推進するための取り組みにおける重点項目です。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
重点項目（主な関連施策や事業等）	
<p>ボランティア活動の充実・支援 交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア活動へのサポート充実、ボランティアセンターの機能強化 ◆ 青山地区に整備する避難所をはじめ、災害時に備えた活動の支援 ◆ 世代に応じた居場所づくりや見守り活動の推進 ◆ 「にぎわい施設」での憩いと交流機能の提供、高齢者と孫世代との交流機会の創出 	<p>地域福祉活動を支えるしくみづくり 情報発信力の進化と地域内交流を一層促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア活動へのサポート充実 ◆ 若者も参加しやすいボランティアセンターの機能新設 ◆ 災害ボランティアセンターの運営体制づくり ◆ 双方向に必要情報が行き交う取り組み ◆ 世代に応じた居場所づくりや見守り活動の推進、交流拠点施設での活動の充実 ◆ 多世代交流ができる行事やサロンの運営
住民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町広報誌や町公式 SNS に関心を持ち、参加できそうな活動に参加する ◆ 誰もが気軽に楽しめる場をつくる ◆ 身の回りに災害時に支援が必要な人がいれば、気にかけて見守ろう ◆ 避難活動要支援者制度を知り、助け合いの気持ちを高めよう ◆ 各地区の掲示板や広報誌、回覧板等をしっかりと確認する ◆ 社会福祉協議会の広報紙で、ボランティアに関する情報を収集する ◆ 学んだことや培ったことを地域に還元し、地域活性化を図る ◆ 地域の居場所に参加する 	
地域活動団体、社会福祉法人、事業所等の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 様々な年代が参加できる行事を開催する ◆ スポーツ、文化、生活、健康など、様々な情報を各地域の掲示板に掲載する ◆ 民生委員・児童委員、自治会など、地域組織の活動を活発にし、地域の人たちの状況を把握する 	

重点項目1 ボランティア活動の充実・支援

ボランティアは、「自ら進んで活動する」という意味があります。ボランティアされる側を尊重し、互いに支え合い、学び合いながら、ボランティアする側とされる側の思いを重ね合う共感の姿勢が必要です。

ボランティア活動に欠かすことのできない自発性・自主性をはぐくみ、地域福祉活動の活動基盤を充実させるとともに、ボランティアや町民活動に対する支援や担い手の育成等の推進を図ります。

方策1 ボランティア活動へのサポート充実、ボランティアセンターの機能強化

◆幅広い世代を対象にしたボランティア活動の場を充実させ、人材の発掘と育成に努めます。

地域コミュニティの活性化のためには、次代を担う人材を見つけ、育てることが大切です。地域の中には、様々な特技や職業経験を持ちながら、地域に隠れている潜在的な人材が多く存在しています。他自治体の事例を参考にし、豊山町ならではの地域人材の発掘と育成に努めていきます。



◆ボランティア活動を促進し、ボランティアセンターの機能強化を引き続き進めます。



社会福祉協議会のボランティアセンターは、地域住民の社会福祉に関する理解と関心を高め、ボランティア活動への住民参加の促進を図るために設置されました。センター機能の充実を図り、誰もが気軽に参加できるボランティア活動を今後も進めていきます。

◆元気な高齢者が地域の支え手となることを支援します。

ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進し、元気な高齢者が暮らす地域社会を作るため、介護支援ボランティアポイント制度を継続します。

介護支援ボランティアポイント制度

ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加及び地域貢献により自らの介護予防を促進することを目的に、有償ボランティア事業を実施しています。

方策2 青山地区に整備する避難所をはじめ、災害時に備えた活動の支援

◆自主防災組織や消防団などをはじめ、人と人とのつながりを強化します。

大規模災害への備えとして、対応力の強化に努めることが必要です。各小学校区の自主防災組織活動などを通じて、人と人とのつながりを促進させ、自助・共助の取組みを進めていきます。



◆子ども消防クラブを核として、子どもに対する防災意識の醸成を進めます。



令和5年6月に、西春日井地区では初となる子ども消防クラブを発足しました。クラブ活動を通して、消防・防災などに関する知識や身を守る技術を習得するとともに、地域の安全・安心の担い手を育成していきます。

◆避難行動要支援者の支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成を順次進め、地域の互助及び災害に備える意識の向上を図ります。

東日本大震災では、多くの高齢者や障がい者の方々が犠牲になりました。その教訓を踏まえ、実効性のある避難支援体制を構築していくことが必要です。災害対策基本法が改正され、自ら避難することが困難な方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務付けられ、本町においても、名簿の作成を順次進めるとともに、個別避難計画作成等の避難支援体制をさらに整備し、災害の備えを進めます。



重点項目2 交流の促進

住民の生活課題は多様化しており、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではありません。町民の地域に根ざした福祉のまちづくりを目指すため、子どもから高齢者までもが安心して生活できるように、様々な人たちの支え合いの関係をづくり、支援が必要な人の問題の発見や援助をサポートしていけるような環境づくりに努めます。

方策1 世代に応じた居場所づくりや見守り活動の推進

◆世代に応じた居場所や遊び場の充実を進めます。

総合福祉センターは、児童、高齢者、障がいを持つ人などの福祉の増進及び住民の相互交流を図り、人にやさしく、潤いのある地域福祉社会を形成するまちづくりを進めるために設置しました。センターのあり方について、調査・研究を進めるとともに、センター機能を核として公民館などの社会資源を活用し、世代に応じた居場所づくりや遊び場の充実を図っていきます。

住民主体のサロン活動

自主的に誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、高齢者の自主サロンの立ち上げ及び活動費の助成を実施しています。



老人クラブによる友愛サロン活動

老人クラブ連合会主催のサロンを定期的を実施し、地区を超えた会員同士の交流の場の提供及び地域老人クラブ活動の活性化を図っています。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など、誰でも気軽に集える場所です。認知症について気軽に学び、同じ悩みを持つ方とつながり、専門的な相談もできます。



インクルーシブ遊具

令和5年3月に総合福祉センターしいの木にインクルーシブ遊具を設置しました。異なる特性や背景をもつ子どもたちが、安全にかつ安心して遊ぶことができる「インクルーシブデザイン」を導入した遊具を活用し、多様な個性をもつ子どもたちが集まり、一緒に成長することができる環境を整えます。



◆放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の効果的かつ効率的な運用を図ります。

放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の効果的かつ効率的な運用を図るため、放課後児童の居場所づくりを進めます。

令和5年度においては、志水小学校区の放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の運営を町が行い、将来的な一体化に向けた検証を行いました。引き続き、放課後児童の居場所づくりのあり方について検討を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず「インクルージョン」の環境づくりについても調査を進めます。

放課後児童クラブ

各小学校区単位で放課後児童クラブを実施しています。保護者の就労等により、下校後家庭で親の保護を受けることができない児童の居場所を提供します。

放課後子ども教室

小学校の余裕教室などを活用して、放課後に、学習活動やスポーツ、文化芸能の体験、地域住民との交流活動を実施しています。心豊かで健やかに恵まれる子どもの居場所づくりを進め、子どもたちの健全育成を支援します。



◆独居等の高齢者が安心して生活できるよう支援します。

豊山町ひとり暮らし高齢者等登録事業を継続し、緊急時には関係機関へ緊急連絡先などの登録情報の共有を図ります。また、独居高齢者の支援を必要とする方の把握に努めます。

**◆豊山町高齢者等見守り活動協定事業を継続し、安心して生活できる地域づくりを推進します。**

豊山町では、高齢者等がこれからも住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、新聞販売・郵便局・電気・ガス・水道等の事業者と「豊山町高齢者等見守り活動協定」を締結しています。地域ぐるみで重層的な見守り体制を構築し、関係機関との連携のもと適切な対応を実施していきます。

◆地域ぐるみで防犯意識を高め、子どもたちの登下校時における見守り活動を推進します。

子どもたちの登下校時には、老人クラブや民生委員・児童委員などによる見守り活動を実施しています。引き続き、通学パトロールや防犯パトロール車によるパトロール活動を推進し、地域全体で防犯意識を高め、協力し合い、町民自らの手で犯罪の抑止、防止につなげる活動を進めていきます。



方策2 「にぎわい施設」での憩いと交流機能の提供、高齢者と孫世代などとの交流機会の創出

◆地域住民のための憩いと交流の拠点を創出します。

青山地区に進めている避難所の整備に合わせて、賑わいの創出のための施設の整備を計画しています。新たに整備される「にぎわい施設」を拠点として、高齢者に憩いの場を提供するとともに福祉作業所の出店や地場製品の販売、マルシェなどを開催し、子どもから高齢者までの多世代が楽しめる交流機能と憩いの場を提供します。



◆高齢者と孫世代との交流機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを進めます。

子どもと高齢者世代は、現役世代に比べて居住地域で過ごす時間が長く、時間と行動範囲を共有しています。子どもには、高齢者との交流により豊かな生活の知恵や思いやりの心を、高齢者には子どものパワーを授かり生きがいを見つけるなど、自然と生きる力の向上に貢献します。健康マージャンや将棋などによる交流機会を創出し、多世代で地域社会を支え合う生きがいづくりを進めていきます。

基本目標 3 しゅくみづくり

支援が必要な人を支える体制の整備と強化を進めます。

下表は、基本目標3「しゅくみづくり」を推進するための取り組みにおける重点項目です。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
重点項目（主な関連施策や事業等）	
重層的支援体制の充実 地域で安心して暮らし続けるための支援	重層的支援体制の充実 地域で安心して暮らし続けるための支援
<ul style="list-style-type: none"> ◆重層的な相談支援の確保、世代や属性を問わない包括的な「福祉総合相談窓口」の設置 ◆庁内関係課や各機関との連携体制の強化 ◆成年後見支援、日常生活自立支援、移動支援など、福祉サービスの質の確保 ◆SNSなどの活用による健康福祉サービスの情報普及の推進 ◆子育て・介護・健康づくりなどの健康福祉制度の充実 ◆生活困窮、自殺対策、犯罪をした人の社会復帰や犯罪被害者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆世代や属性を問わない包括的な相談窓口「総合支援センター」の運営 ◆地域づくりに向けた支援やアウトリーチの効果的運用、そのための社協プロ人材育成 ◆関係機関との連携による社会福祉協議会独自の要支援者名簿作成 ◆成年後見支援、日常生活自立支援、移動支援など、福祉サービスの質の確保 ◆要支援者への日頃の見守りや災害時の援護も可能となる避難マップづくり
住民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆自分から進んであいさつや声かけをする ◆支援が必要な人に声かけをする ◆困りごとは身近な人に相談する ◆身の回りに支援が必要な人がいたら、町福祉課や地域包括支援センター等の相談窓口へつなげていく ◆健康福祉制度、相談機関・窓口について把握する（困った時に相談できる窓口を把握する） ◆地域にいる犯罪や非行から立ち直ろうとしている人に対し、偏見を持たず、温かい視線で見守る 	
地域活動団体、社会福祉法人、事業所等の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆サークル、ボランティア活動を推進し、地域間の連携を強化する ◆地域で孤立した人を出さないために、各種行事への参加を積極的に促していく ◆子育て・介護・健康づくりに関するイベントに参加し、仲間づくりをする 	

重点項目1 重層的支援体制の充実

地域住民の複雑化・複合化した問題やニーズに対応するために、包括的な支援体制を整備することが必要です。属性や世代を問わず誰もが相談やサービスを利用しやすい環境をつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

方策1 重層的な相談支援の確保、世代や属性を問わない包括的な「福祉総合相談窓口」の設置

◆民生委員・児童委員と各分野の相談機関との顔の見える関係を構築し、民生委員・児童委員協議会の場を活用します。

民生委員・児童委員と各分野の相談機関との顔の見える関係を構築し、支援が必要な人を関係機関へつなぎます。



◆多様な属性やリスクに対応した体制を整え、既存の相談支援を一体的に実施する「福祉総合相談窓口」の設置を進めます。

少子高齢化が進行し価値観の多様化が進む現状において、子ども・障がい者・高齢者といった対象者ごとの属性や要介護・虐待・生活困窮・ひとり親家庭といったリスクごとのそれぞれの支援体制では、様々なニーズへの対応が困難になっています。「福祉総合相談窓口」を設置し、相談者の世代や属性を問わない、包括的な相談体制を整備します。

◆相談することができない人や世帯へのアウトリーチを実施します。

長期にわたる引きこもりなど、様々な事情から自ら支援につながる事が難しいケースには、支援関係機関側から訪問し、継続的な関わりの中で具体的な支援を実施していきます。支援関係機関のネットワークや地域のつながりのなかで、ニーズを抱える潜在的な相談者の把握に努めます。

方策2 庁内関係課や各機関との連携体制の強化

◆実務担当者レベルのケース会議を行い、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援の構築に努めます。

社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるものの既存制度の対象となりにくいケースや、いわゆる8050問題やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱え、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。

複合・複雑化する課題に対し、適宜、ケース会議を開催し、支援を必要とするケースに対して、関係者や関係機関が連携・情報共有し、課題の解決に向けて最適な支援を検討していきます。



◆ヤングケアラーの支援を進めます。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことが懸念されています。ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域、学校、関係事業所と協力することで早期に発見することが必要です。ヤングケアラーが孤立することのないよう、相談できる支援体制を推進し、社会全体で支えていきます。

重点項目2 地域で安心して暮らし続けるための支援

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしを、人生の最後まで可能な限り続けることができるように、地域で一体的に支援できる体制を進めていく必要があります。例えば、高齢化や社会的孤立、既存の制度の対象となりにくいケース、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどに対応できる環境づくりを推進します。

方策1 成年後見支援、日常生活自立支援、移動支援など、福祉サービスの質の確保

◆成年後見センターを核とした、成年後見制度の適切な利用を促進します。

令和3年度より成年後見センターの運営を社会福祉協議会に委託しています。相談窓口としての成年後見センターの周知や早期に専門機関につなげることが必要です。引き続き、成年後見制度の利用を円滑に進めていけるよう、地域連携ネットワークの充実を図っていきます。



◆タクシー利用助成など、日常生活に必要な外出移動を支援します。

身体、知的及び精神に障がいのある人などが日常生活における活動を容易に行うため、タクシー及びリフト付タクシーを利用する場合の利用料金の一部又は自家用自動車を利用する場合の自動車燃料費の一部を助成しています。同制度によって、外出や社会参画の機会が図られるよう促進していきます。また、移動支援サービスの充実を進めるため、本町に適した移動支援を調査・研究していきます。

◆愛知県と連携し、家計改善支援事業や就労準備支援事業など、相談者の生活課題に応じた支援メニューを提供します。

生活困窮者自立支援制度は、「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対する包括的な支援を行う制度です。引き続き、愛知県との連携のもと、相談者の生活課題に応じた支援メニューを提供していきます。

方策2 SNSなどの活用による健康福祉サービスの情報普及の推進

◆健康福祉サービスの情報普及を強化します。

広報とよやま、町ホームページ、SNSでの分かりやすい情報提供や各種研修会などの充実により情報提供を推進します。SNSの活用では、「#豊山町」「#地域福祉」「#健康福祉サービス」「#とよやま福祉の“わ”」などのハッシュタグを付け、写真を通して、分かりやすく、新しい情報をお届けします。

広報とよやま



町公式ホームページ



町公式 SNS



方策3 子育て・介護・健康づくりなどの健康福祉制度の充実

◆子育てしやすいまちづくりを進めます。

母親の体調の変化や子育ての不安が高まる時期に、周りに協力者がいない方が多くなっています。妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、伴走型の相談支援や経済的支援を行います。



◆健診受診率の向上による、健康寿命の延伸を図ります。

生活習慣病やがんを早期に発見し適切な指導や治療を促すことで、生活習慣病の予防・改善につなげるとともに、がんによる死亡率の低下を図り、健康寿命の延伸を目指します。



◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

令和5年度より、増加傾向にある後期高齢者にきめ細やかな支援を実施しています。医療データを活用し、ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチにより、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活や社会参加ができるよう、引き続き、事業を進めていきます。

方策4 生活困窮、自殺対策、犯罪をした人の社会復帰や犯罪被害者への支援

◆犯罪被害者やその遺族に対する経済的負担を軽減するための施策を展開します。

犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えています。犯罪の被害に遭った人が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちが、犯罪被害者等が置かれた状況を理解することが大切です。犯罪被害者やその遺族に対する経済的負担を軽減するため、精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活が営むことができるよう支援していきます。

◆町と社会福祉協議会による食糧支援（フードバンク、フードドライブ、フードパントリー）を推進します。

ボランティア団体等による子ども食堂の活動を支援・促進し、満足に食生活を送ることができない子どもたちに食事を提供し、食を通じて地域で交流する機会をつくれます。



◆保護司会などの関係機関と協同し、社会を明るくする運動などを通じて再犯防止に関する地域の理解を促進します。また、犯罪をした人の社会復帰として、就労及び住居の確保のための取組みを進めます。

法務大臣から委嘱された保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。引き続き、保護司会などと協同し、街頭や学校において啓発活動等を実施し、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の構築を推進するとともに、社会復帰に向けた支援を進めます。



Chapter 5
第5章

施策の展開(地域福祉活動計画)



第5章 施策の展開（地域福祉活動計画）

基本目標 1 人づくり

仲間を増やし、支え合う担い手づくりを推進します。

下表は、基本目標1「人づくり」を推進するための取り組みにおける重点項目です。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
重点項目（主な関連施策や事業等）	
福祉共育の充実 福祉人材の裾野拡大	福祉共育の充実 地域を支えるサポーターづくり
<ul style="list-style-type: none"> ◆人・地域を知ることから始まる地域福祉、地域福祉についての意識の醸成 ◆子ども向け学習講座の開催やペアレントトレーニングの実施 ◆地域活動の核となる担い手の育成・確保 ◆講座の開催による人材の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆あらゆる世代で福祉への理解と関心を高めるきっかけづくり ◆福祉体験教室の充実（共同企画型へ） ◆ボランティア体験の機会を積極提供 ◆ボランティア養成講座の開催
住民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆自分から進んであいさつや声かけをする ◆ボランティア活動を通じて、世代間交流をする ◆積極的に自治会や老人クラブの活動、地域行事などに参加する、呼びかけ合う ◆福祉について考える機会をつくる ◆積極的に福祉やボランティアの体験に参加する 	
地域活動団体、社会福祉法人、事業所等の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域行事やボランティア体験や養成講座への参加を積極的に呼びかける ◆自分たちの活動情報を発信する ◆様々な年齢層が参加できるような行事を開催する ◆公園、社会教育施設でのスポーツやイベントなど、集まれる機会や場の提供をする 	

重点項目1 福祉共育の充実

より多くの町民が、すべての年代で社会福祉への理解と関心を高めるためボランティア体験や福祉体験教室などを拡充し、福祉共育に触れることができる機会を提供します。

方策1 あらゆる世代で福祉への理解と関心を高めるきっかけづくり

- ◆健康・福祉フェスティバルを関係機関と協働で開催し、地域福祉へのきっかけづくりを進めます。
- ◆幅広い年代に気軽に参加してもらえる福祉体験や講座を社協ウィークなどのイベントで実施します。

健康・福祉フェスティバル

地域に根ざした福祉のまちづくりと、町民の健康と福祉参加への機会づくりの場として、町内のボランティア団体等と協働しながら開催します。



福祉体験

地域住民の交流の場と福祉への関心を高めることを目的として、歳末たすけあい配分金を財源に、映画会及び福祉体験を実施します。映画会はストーリーから助け合いや、幸せについて学び、福祉体験では障がい者、高齢者への理解を深めていきます。

社協ウィーク

社会福祉協議会や福祉についてPRすることを目的に令和2年度から開催しています。社協が行う事業や福祉に関するパネルや赤い羽根コンクール入選作品の展示を常設で行い、特別イベントとして盲導犬講座やニュースポーツ体験などの様々な企画を実施します。



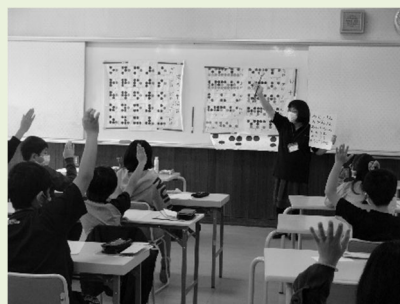
方策2 福祉体験教室の充実（共同企画型へ）

- ◆町内すべての小中学校で福祉実践教室を継続開催します。また学校やボランティアの講師とより密に連携を図り、共同で企画します。
- ◆親子で楽しみながら学ぶことができる福祉体験教室を開催します。
- ◆学校の長期休暇中にボランティア団体と連携し、福祉体験教室を開催します。

福祉実践教室

児童・生徒が障がい者や高齢者の方々との交流を通して、地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へ広げていく契機とするため講師やボランティアを派遣します。障がい者自身からの講話や点字、手話体験などを学校の意向も反映して実施します。

新しい企画（例えば、図書の葉を点字で作成、手話校歌など）により一過性がないようにします。



福祉体験教室

夏休みや春休みなど長期休暇に福祉について体験できる教室や、親子で福祉について学べる教室の開催を目指します。

重点項目2 地域を支えるサポーターづくり

ボランティア人材の発掘及び育成に向けて、ボランティア養成講座の拡充を図るとともに、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるような支援体制の整備に努めます。

方策1 ボランティア体験の機会を積極提供

- ◆健康・福祉フェスティバルにおいて、中学生がボランティアを体験できる機会を継続提供します。
- ◆幅広い年代の方がボランティアに気軽に参加できるようにボランティア活動の機会を充実させ、人材の発掘と育成に努めます。
- ◆町内外介護保険施設等と連絡調整をし、活動場所の発掘に努めます。

中学生ボランティア

平成16年度より健康・福祉フェスティバルにて、中学生の皆さんにボランティアに協力いただいています。福祉や健康について触れ、町民の方と交流しながら、ボランティアについて体験して頂く機会を充実します。



方策2 ボランティア養成講座の開催

- ◆各地域でボランティア人材を育て、支え合いのまちづくり推進のため、ボランティア養成講座を開催します。

ボランティア養成講座

ボランティアを担う人材を育成するために、点訳や音訳など多様な養成講座を充実させていきます。



基本目標 2 環境づくり

よりよい支援を受けられる環境づくりを推進します。

下表は、基本目標2「環境づくり」を推進するための取り組みにおける重点項目です。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
重点項目（主な関連施策や事業等）	
ボランティア活動の充実・支援 交流の促進	地域福祉活動を支えるしくみづくり 情報発信力の進化と地域内交流を一層促進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア活動へのサポート充実、ボランティアセンターの機能強化 ◆ 青山地区に整備する避難所をはじめ、災害時に備えた活動の支援 ◆ 世代に応じた居場所づくりや見守り活動の推進 ◆ 「にぎわい施設」での憩いと交流機能の提供、高齢者と孫世代との交流機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア活動へのサポート充実 ◆ 若者も参加しやすいボランティアセンターの機能新設 ◆ 災害ボランティアセンターの運営体制づくり ◆ 双方向に必要情報が行き交う取り組み ◆ 世代に応じた居場所づくりや見守り活動の推進、交流拠点施設での活動の充実 ◆ 多世代交流ができる行事やサロンの運営
住民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町広報誌や町公式 SNS に関心を持ち、参加できそうな活動に参加する ◆ 誰もが気軽に楽しめる場をつくる ◆ 身の回りに災害時に支援が必要な人がいれば、気にかけて見守ろう ◆ 避難活動要支援者制度を知り、助け合いの気持ちを高めよう ◆ 各地区の掲示板や広報誌、回覧板等をしっかりと確認する ◆ 社会福祉協議会の広報紙で、ボランティアに関する情報を収集する ◆ 学んだことや培ったことを地域に還元し、地域活性化を図る ◆ 地域の居場所に参加する 	
地域活動団体、社会福祉法人、事業所等の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 様々な年代が参加できる行事を開催する ◆ スポーツ、文化、生活、健康など、様々な情報を各地域の掲示板に掲載する ◆ 民生委員・児童委員、自治会など、地域組織の活動を活発にし、地域の人たちの状況を把握する 	

重点項目1 地域福祉活動を支えるしくみづくり

地域福祉活動を充実していくために、ボランティアや市民の活動に対する支援、自治体活動等の推進を図ります。

方策1 ボランティア活動へのサポート充実

- ◆ボランティアの連携の場とボランティアとの出会いの場をつくります。
- ◆ボランティア活動を促進し、ボランティアセンターの機能強化を引き続き進めます。
- ◆地域を支えるボランティア活動をサポートします。

豊山町ボランティア連絡協議会所属団体

音訳サークル虹の会



広報録音など

読みきかせグループ
ゆめっ子



絵本の読み聞かせなど

手話サークル豊友



手話の普及など

豊山町赤十字奉仕団



災害や福祉への活動など

とよやま点字友の会



広報や本の点訳など

㊦とよやま



敬老会での要約筆記など

方策2 若者も参加しやすいボランティアセンターの機能新設

- ◆若い世代が地域福祉活動に気軽に参加しやすいよう、新たな時代にふさわしいボランティアセンターづくりを進めていきます。

おたすけボランティア事業

ボランティアしてほしい人・したい人を結びつけるために、おたすけボランティア事業構築を目指します。また、ボランティアについて気軽に相談できるボランティア相談会を定期的を開催します。



方策3 災害ボランティアセンターの運営体制づくり

- ◆災害ボランティアコーディネーターの養成や総合防災訓練での災害ボランティアセンター設置訓練の実施、他市町との連携に努めます。
- ◆災害時にスムーズな運営ができるよう、平常時から町防災安全課や自主防災組織など関係機関との情報交換や連携に努めます。

災害ボランティアセンター

平成 28 年 12 月に豊山町と災害ボランティアセンター設置協定を締結しました。災害ボランティアセンターは被災者のニーズの把握やボランティアの受け入れ、調整、情報の提供、行政・地域との連携などを行い、ボランティア活動を円滑に進める拠点となります。



災害ボランティアコーディネーター養成講座

災害ボランティアセンターにおいて駆けつけたボランティアを支援が必要な被災者の元へ派遣・調整する役割を担うボランティアを養成します。

重点項目2 情報発信力の進化と地域内交流を一層促進

地域福祉活動などに参加しやすいよう、必要な情報がその人に適した方法で発信できるよう努めます。

また、気軽に集まることのできる居場所をつくり、世代間交流を通し相互理解を深めることができる機会を提供します。

方策1 双方向に必要情報が行き交う取り組み

◆社協だより、社協ホームページ、新たにSNSの活用などによって、あらゆる世代へ効果的な情報発信と町民との双方向コミュニケーションがとれるような仕組みづくりに努めます。

社協だより

社会福祉協議会が行う活動や事業内容の紹介及び周知を図り地域福祉の理解を得るために定期的に情報発信を行います。



社協ホームページ

社協だよりでは紹介しきれない詳細な内容などの情報を町民にタイムリーに紹介するためにインターネットにより定期的に情報発信を行います。

LINE公式アカウント

LINE 公式アカウントを開設し、社会福祉協議会からのお知らせやイベント情報などを町民に、よりダイレクトに発信します。



方策2 世代に応じた居場所づくりや見守り活動の推進、交流拠点施設での活動の充実

- ◆世代に応じた居場所づくりの充実を進めます。
- ◆一人暮らし高齢者が安心して生活できるよう支援します。
- ◆認知症の方や家族の方同士が気軽に交流できる機会をつくります。

地域住民主体サロン活動支援

65歳以上の方が5名以上集まり、地域を拠点に体操・レクリエーション・茶話会などを自主的に実施する通いの場（サロン）への支援をします。



元気はつらつサロン

高齢者の介護・認知症の予防のために体操や音楽・レクリエーションを毎週行います。



しいの木児童センター・ひまわり児童館でのイベント

児童向け文化活動、レクリエーション、体力の増進活動や乳幼児向けの子育て支援事業を行います。



ふれあい食事会

町内の一人暮らしの65歳以上の方を対象に引きこもり防止と健康保持を目的とした食事会とアトラクションを年4回開催します。



方策3 多世代交流ができる行事やサロンの運営

- ◆高齢者と孫世代との交流機会として新サロンの運営を検討し、高齢者の生きがいづくりを進めます。
- ◆総合福祉センターしいの木・南館ひまわりで実施している地域交流事業の充実に努めます。

地域交流事業

地域の方や児童、乳幼児親子の交流を目的にミュージックコンサートやマジックショーなどを実施します。また、野菜の植えつけなどを通して高齢者と小学生の交流を図ります。



「にぎわい施設」などでの交流

新たに整備される「にぎわい施設」などでも世代を問わず交流できる屋内の特別イベントやふくっしいーカフェなどを開催します。



基本目標 3 しゅくみづくり

みんなが力を合わせられるネットワークづくり（one for all all for one）を推進します。
 下表は、基本目標3「しゅくみづくり」を推進するための取り組みにおける重点項目です。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
重点項目（主な関連施策や事業等）	
重層的支援体制の充実 地域で安心して暮らし続けるための支援	重層的支援体制の充実 地域で安心して暮らし続けるための支援
<ul style="list-style-type: none"> ◆重層的な相談支援の確保、世代や属性を問わない包括的な「福祉総合相談窓口」の設置 ◆庁内関係課や各機関との連携体制の強化 ◆成年後見支援、日常生活自立支援、移動支援など、福祉サービスの質の確保 ◆SNSなどの活用による健康福祉サービスの情報普及の推進 ◆子育て・介護・健康づくりなどの健康福祉制度の充実 ◆生活困窮、自殺対策、犯罪をした人の社会復帰や犯罪被害者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆世代や属性を問わない包括的な相談窓口「総合支援センター」の運営 ◆地域づくりに向けた支援やアウトリーチの効果的運用、そのための社協プロ人材育成 ◆関係機関との連携による社会福祉協議会独自の要支援者名簿作成 ◆成年後見支援、日常生活自立支援、移動支援など、福祉サービスの質の確保 ◆要支援者への日頃の見守りや災害時の援護も可能となる避難マップづくり
住民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆自分から進んであいさつや声かけをする ◆支援が必要な人に声かけをする ◆困りごとは身近な人に相談する ◆身の回りに支援が必要な人がいたら、町福祉課や地域包括支援センター等の相談窓口へつなげていく ◆健康福祉制度、相談機関・窓口について把握する（困った時に相談できる窓口を把握する） ◆地域にいる犯罪や非行から立ち直ろうとしている人に対し、偏見を持たず、温かい視線で見守る 	
地域活動団体、社会福祉法人、事業所等の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ◆サークル、ボランティア活動を推進し、地域間の連携を強化する ◆地域で孤立した人を出さないために、各種行事への参加を積極的に促していく ◆子育て・介護・健康づくりに関するイベントに参加し、仲間づくりをする 	

重点項目1 重層的支援体制の充実

地域住民の複雑・複合化した問題（8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）やニーズに対応するために包括的な支援体制を整備します。属性や世代を問わず誰もが相談やサービスを利用しやすい環境をつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

方策1 世代や属性を問わない包括的な相談窓口「総合支援センター」*の運営

- ◆地域住民の身近な相談窓口である民生委員・児童委員や様々な分野・職種の専門職がつながり、それぞれの強みを活かした支援ができるよう、ネットワークづくりを進めます。
- ◆実務担当者のケース会議を行い、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援を構築します。
- ◆相談することが困難な人や世帯へのアウトリーチを実施します。

※総合支援センター

以下の4事業の総称です。

・成年後見事業（成年後見センター）

判断能力が十分ではないために、自分ひとりでは契約や財産管理などをすることが難しい方に対し、家庭裁判所が選任する後見人等からの補助を受けることで住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用をお手伝いします。（詳細は82～83ページ）

・日常生活自立支援事業

認知症、知的障害又は精神障害のため、自分ひとりで判断することが不安な方が安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をします。

・障害児（者）相談支援事業所（相談支援事業所 しいの木）

障害のある方やその保護者などから様々な相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介等の連絡調整、障害福祉サービス利用計画の作成を行います。

・生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯に対して必要な資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ、必要な援助やアドバイスを行います。



方策2 地域づくりに向けた支援やアウトリーチの効果的運用、そのための社協プロ人材育成

- ◆CSW（コミュニティソーシャルワーカー）と生活支援コーディネーターがキーとなり様々な世代が交流し、閉じこもり気味の高齢者や障がいがある方も安心して集えるようサロン活動や地域独自の支え合いに対応できる支援システムの整備を図ります。そのために、民生委員や地域住民と連携し、日常生活の中での安否確認や見守り、また新たなニーズ発掘に努めます。
- ◆相談の中から、個人の困りごとや課題ととらえるだけでなく、地域の課題としてとらえ、地域に働きかける視点をもつ人材を増やしていきます。
- ◆ふくっしいーカフェで各地区に出向き、その地区特有のニーズ発掘を目指します。

社協プロ人材育成計画

令和5年現在 CSW3名、生活支援コーディネーター1名となっています。毎年1名ずつ増やして地域へ積極的に出向き、町民の皆さんとの顔の見える関係を構築します。

ふくっしいーカフェ

職員が出張カフェで各地区の公民館や児童遊園などへ出向き、生活の困りごとを聞いたり、地区の皆さんの交流の場をつくる目的で実施します。



方策3 関係機関との連携による社会福祉協議会独自の要支援者名簿作成

- ◆避難行動要支援者の支援体制を強化するため、豊山町等関係機関と連携し、社会福祉協議会独自の要支援者名簿・個別避難計画作成を青山地区から順次進め、地域の互助と災害に備える意識の向上を図ります。

社会福祉協議会独自の要支援者名簿作成委員会

社協内部で委員会を組織して、社協独自の要支援者名簿や個別避難計画を作成し、要支援者の情報を共有することで、被災時の迅速な対応につなげます。



重点項目2 地域で安心して暮らし続けるための支援

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしを、人生の最後まで可能な限り続けることができるように、地域で一体的に支援できる体制を進めていく必要があります。例えば、高齢化や社会的孤立など、既存の制度の対象となりにくいケースや、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題毎の対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどに対応できる環境づくりを推進します。

方策1 成年後見支援、日常生活自立支援、移動支援など、福祉サービスの質の確保

- ◆成年後見センターを核とした、成年後見制度の適切な利用を促進します。
- ◆日常生活自立支援事業では認知症、知的障害及び精神障害などの理由で判断能力が不十分な人が、安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭の管理を援助します。
- ◆社会福祉協議会会員向け福祉サービスを継続提供します。

成年後見センター・日常生活自立支援事業

P72「※総合支援センター」を参照してください。

通院送迎サービス

車いす利用者など身体的な理由により自力で通院及び家族の送迎が難しい方々を対象に、近隣の医療機関への送迎をします。ドライバーについてボランティアの協力なども検討していきます。



福祉車両貸出しサービス

車いす利用者の移動のため、車いす対応車両を引き続き貸し出します。



備品貸出しサービス

ボランティアを住民主体サロン、社会福祉協議会会員向けにレクリエーション用品や車いすなどを引き続き貸し出します。

方策2 要支援者への日頃の見守りや災害時の援護も可能となる避難マップづくり

◆日常的な地域のつながりを土台として、災害発生時においても相互の助けあいが円滑に行える仕組みを、地域ぐるみで構築していけるよう支援します。

避難マップづくり

社会福祉協議会独自の要支援者名簿、個別避難計画をもとに要支援者の方それぞれの避難経路や協力者を記したマップづくりに協力します。

(イメージ)



Chapter 6
第6章

その他の関係計画

第6章 その他の関係計画

1 豊山町自殺対策計画

(1) 計画策定の趣旨

いま、国の自殺者数は、高い水準で推移し、依然として、多くの方が自ら命を絶っており、深刻な状況が続いています。

そこで国は自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために「自殺対策基本法」を平成18年10月に制定し、平成28年4月の改正により、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を行うという理念を打ち出し、地域レベルでの実践的な取り組みを推進するため「市町村自殺対策計画」を策定することを決めました。

本町では、自殺対策基本法及び国の自殺対策指針となる「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）に基づき、「豊山町自殺対策計画」を策定しました。

(2) 現状と課題

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他さまざまな分野が関係していることから、地域の関係機関や関係団体等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

そのため、自殺対策に関わる相談支援機関等の連携を図るとともに、関係機関等がそれぞれの役割に応じた自殺対策を推進していくため、地域におけるネットワークの強化に努める必要があります。

下記の表は、豊山町と全国や愛知県を比較した自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）になります。増減を繰り返していますが、令和2年と令和3年では全国及び愛知県を大きく上回っています。令和4年は全国及び愛知県より下回っています。

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移※ 全国と県との比較

（単位：％）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
豊山町	6.37	12.68	19.03	25.25	12.63
愛知県	14.43	14.67	16.04	15.94	15.90
全国	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25

※資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数の割合

(3) 今後の取り組み

「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

① 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

方策	今後の取り組み
民生委員協議会	◆年12回定例会を開催し、ケース支援や地域に関する意見交換や共有を実施します
要保護児童地域対策協議会	◆実務者会議年6回（奇数月）、代表者会議年1回（2月）開催します ◆相談機関としての体制を構築し、関係機関との情報共有、会議の運営に努めます
青少年育成会議	◆年1回開催（7月）し、青少年の健全育成を図ります
健康づくり審議会	◆年2回開催し、健康づくりに関する施策等について協議をします

② 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

方策	今後の取り組み
ゲートキーパー養成講座	◆相談のしやすい環境づくりをするため、ゲートキーパー講座を実施します
町職員への研修	◆清須保健所が実施する自殺対策に関する研修会に参加し、情報の共有や関係機関とのネットワーク構築を図ります

③ 基本施策3 住民への啓発と周知

方策	今後の取り組み
ガイドブックの活用	◆愛知県の発行する「福祉ガイドブック」の悩みごとに関する各種相談窓口の一覧情報を活用し、窓口で情報提供を実施します
健康・福祉フェスティバル	◆保健師等による健康相談のブースを設け、相談しやすい体制をつくります
自殺対策に関する啓発	◆町広報で「自殺予防週間」を周知します
うつ病等についての普及啓発	◆集団がん検診受診者に対し、パンフレットを配布します

④ 基本施策4 生きることの促進要因への支援

方策	今後の取り組み
相談窓口の周知	◆こころの健康相談など各種相談窓口について、「広報とよやま」及びリーフレットにて周知します
法律相談・よろず相談	◆法律相談、よろず相談の実施を継続します
女性相談・ひとり親家庭支援・就業相談	◆福祉事務所が実施する相談窓口を月1回開設します。令和5年度から、相談日時をオンラインでも予約できるようにし、相談窓口の周知を図ります
生活困窮者への支援の充実	◆福祉事務所との連携のもと、町福祉課が相談窓口となり相談対応を実施します
乳幼児事業の開催	◆イベント時に加え、随時相談に応じていきます
サロンの開催	◆年12回（各月1回）実施し、高齢者の居場所づくり、仲間づくりを行います

⑤ 基本施策5 児童生徒への支援

方策	今後の取り組み
児童生徒の相談事業の充実	◆各小中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、相談活動を行います
不登校児童生徒への支援	◆教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の社会的自立を目標に、学習・生活面での支援を行います
児童生徒の健康管理	◆児童生徒の健康管理事業において、健診結果に基づき、必要に応じて継続的なフォローを実施します

2 豊山町成年後見制度利用促進基本計画

(1) 目的と背景

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の財産や権利を護り支援する制度です。

国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号：平成28年4月15日公布）に基づいて、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。平成29年度から令和3年度までを第一期とし、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が利用できる体制整備を進め、令和4年度から令和8年度までの第二期では、地域共生社会の実現を目指して、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

本町においても、成年後見制度の普及啓発をおこない、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用しながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築の一層の充実を図ります。

(2) 現状と課題

本町においては、令和3年度より豊山町社会福祉協議会に委託し、成年後見センターの運営を開始しています。しかし、町民アンケート調査によれば、成年後見制度について「知っている」「聞いたことがある」は71.3%ですが、そのうち「知っている」は35.5%です。また、実際に成年後見制度を利用している人は、ほとんど増加していない状況です。

このことから、相談窓口としての成年後見センターの周知や、早期に専門機関につなげることの必要性についての普及が必要であると考えられます。また、成年後見制度の利用を円滑に進めていけるよう、地域連携ネットワークの構築の充実を図ります。

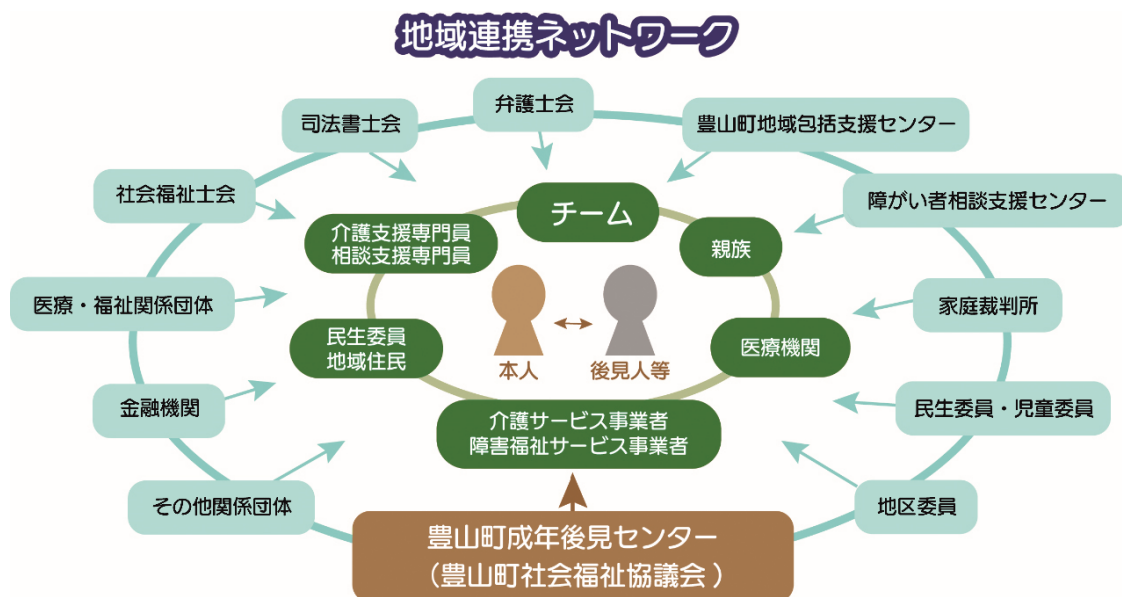
(3) 施策

① 成年後見制度の適切な利用促進

経済的な理由や協力者がいないなどの理由から制度が利用できないことがないように成年後見制度利用支援事業を実施して、費用助成を行うとともに、町長申し立てを行うなど適切に対応します。また、成年後見制度を利用する人の自己決定権を尊重しながら、個々に応じた適切な対応を行います。

② 地域連携ネットワークの充実

成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、保健、医療、福祉だけでなく司法等を含む各専門分野との連携体制の充実を図ります。また、地域での見守りも含め地域全体で支援していく体制構築を目指します。



③ 成年後見センター（中核機関）の取組の強化

地域連携ネットワークの充実を進めるとともに、成年後見制度の普及啓発、相談対応を行います。また、成年後見制度以外にも必要な支援や制度がある場合は、関係機関との調整を図り、支援につなげていきます。

3 豊山町再犯防止推進計画

(1) 計画策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という）」は、平成28年12月に公布・施行されました。犯罪被害者の立場に立ち、再犯を防止するために、犯罪や非行をした人の社会復帰支援や、更生プログラムの充実、更生保護制度の整備などを推進することを目的としています。

本町でも再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画の趣旨を踏まえて、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、すべての地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、「第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」において方向性を示し、「豊山町再犯防止推進計画」を策定しました。犯罪や非行をした人たちへの理解促進と社会復帰しやすい環境づくりを進めるにあたり、特に重要性が高い保護司会や更生保護女性会、協力雇用主等の民間協力者の活動への支援や対象者の就労の確保などの課題に対応するため、再犯防止施策の重点分野に位置づけ、取り組みを推進します。

(2) 現状と課題

国では、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が年々上昇しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

また、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人や薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている人も少なくはありません。本町でも、高齢者、障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人及び非行のある少年少女に対し、地域での生活を可能とするための体制整備をすることが必要です。

新受刑者中の再入者率

※数値は再入所に係る犯行時の居住地

(単位：%)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
愛知県	57.9	58.6	57.5	57.0	60.3
全国	59.7	58.3	58.0	57.0	56.6

※資料 法務省

刑法犯検挙者中の再犯者率

※数値は再入所に係る犯行時の居住地

(単位：%)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
愛知県	47.1	47.4	47.4	46.1	46.5
全国	48.8	48.8	49.1	48.6	47.9

※資料 法務省

(3) 今後の取り組み

高齢者、障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人及び非行のある少年少女に対し、地域での生活を可能とするための体制整備を進めます。

① 町の取り組み

方策	今後の取り組み
関係機関・団体との情報交換	◆再犯防止に関係する機関の会議等に参加し、連携を強化します
更生保護団体への支援	◆保護司会、更生保護女性会、協力雇用主の活動をバックアップします
犯罪をした人等の相談対応及び支援	◆犯罪をした人等の特性に応じ、保健医療、福祉サービス等の利用を促進します
広報・啓発活動の推進	◆社会を明るくする運動等、再犯防止に関する取り組みを継続して実施します
犯罪被害者等の支援	◆犯罪被害者やその家族と遺族に対する経済的負担を軽減するための施策を展開します

② 更生保護団体の取り組み

方策	今後の取り組み
再犯防止への取り組みの推進	◆犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、行政機関等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進めます
「社会を明るくする運動」の実施	◆保護司会及び更生保護女性会等の民間協力者と連携し、「社会を明るくする運動」を推進します 「社会を明るくする運動」主な活動内容 ●商業施設での啓発活動の実施 ●ポスター・作文の募集 ●町内の小中学校の訪問 ●映画会の開催など

Chapter >

第 7 章

計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げた地域福祉の基本目標を実現するためには、行政のみならず、社会福祉協議会、住民、地域、各関係団体などによる協働が必要となります。今後はこれら関係機関や団体との役割分担、協働、連携のもと、豊山町の地域福祉の推進に向けて計画を進めていきます。

2 計画の進行管理・評価

計画について実効性を高め円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

計画に基づく基本施策の進捗状況等を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行います。常によりよい活動や取り組みを推進するため「PDCA（計画 - 実行 - 点検・評価 - 改善）サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。



3 地域懇談会の開催

計画を推進していくにあたっては、状況に応じて地域懇談会を開催し、地域の新たな生活課題や問題点等の把握に努めるとともに、解決策の検討を行います。また、地域での取り組みやさまざまな情報の共有の場として活用します。

4 アンケート調査による評価

計画の見直しにあたっては、町民のニーズやサービスの認知状況等を把握するため、アンケート調査を実施し、見直しの参考資料として活用します。

資料編

資料編

1 豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和5年3月15日

告示第10号

(設置)

第1条 地域福祉の推進に関する基本的な事項を一体的に定める地域福祉計画及び地域福祉の推進に主体的に関わるために必要な事項を定める地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画等」という。）を策定するため、豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町が作成する地域福祉計画等の素案に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業所の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 保健・医療関係の代表者
- (5) 学校教育関係の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 一般公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画等の策定が終了する日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿

区分		職名	氏名	備考
1号委員	学識経験者	中部大学 教授	中部大学 国際関係学部 教授 羽後 静子	委員長
2号委員	福祉事業所	民間介護事業所 代表	豊山町ケアマネ会 (ケアプランセンタービーンズ所属) 会長 中西 ひとみ	
		民間障害事業所 代表	尾張中部福祉の杜 安ノ井 宏隆	
3号委員	福祉関係団体	社会福祉協議会 代表	社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会 会長 池山 和徳	副委員長
		民生委員・児童委員 代表	豊山町民生委員・児童委員協議会 小出 真由美	
		障がい福祉関連団体 代表	豊山町福祉作業所保護者会 伊礼 京子	
		老人クラブ連合会 代表	豊山町老人クラブ連合会 会長 井上 輝海	
		シルバー人材センター 代表	公益社団法人 豊山町シルバー人材センター 会長 水野 典昌	
		ボランティア連絡協議会 代表	豊山町ボランティア連絡協議会 会長 齋藤 由紀子	
		保護司協議会 代表	豊山町保護司協議会 岡島 政信	
4号委員	保健・医療機関	医師会 代表	とよやま内科クリニック 副院長 金森 典代	
		歯科医師会 代表	小塚歯科医院 院長 小塚 文雄	
5号委員	学校教育関係	町内小中学校長会 代表	志水小学校 校長 近藤 良江	
6号委員	関係行政機関	清須保健所 代表	所長 栗木 雅洋	
		尾張福祉相談センター 代表	次長兼地域福祉課長 吉田 稔	
7号委員	公募委員	住民 代表	大野 安彦	

3 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)について(諮問)

5 豊福第624号
令和5年6月29日

第4次豊山町地域福祉計画及び
地域福祉活動計画策定委員会
委員長 羽後 静子 様

豊山町長 鈴木 邦尚

第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（諮問）

豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（令和5年豊山町告示第10号）第2条により、下記の事項について、貴策定委員会の意見を求めます。

記

1 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）

4 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)について(答申)

令和6年2月27日

豊山町長 鈴木 邦尚 様

第4次豊山町地域福祉計画及び
地域福祉活動計画策定委員会
委員長 羽後 静子

第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（答申）

貴職より、令和5年6月29日付け5豊福第624号で諮問がありました第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

当策定委員会に諮問された第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）は、これからの豊山町の地域福祉を進めるため、住民の意識・ニーズや町の現況を把握し、地域福祉の主要課題を的確に分析しているものと認めます。また、それらの課題を克服する新たな基本目標を設定し、「地域共生社会の実現」を目指すための重点項目や施策の展開を明らかにしています。

当策定委員会では、諮問を受けた第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について、慎重に審議した結果、適正な計画であると評価しました。

今後は、基本構想・基本理念のもと関係条例等を整備したうえで施策を展開し、適宜点検・評価を行い、「地域共生社会の実現」に向けて努力されることを要望します。

5 策定経過

日 時	内 容
令和5年 6月	第1回第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ≪議題≫ ① 委員長の選出について ② 副委員長の選出について ③ 計画策定の趣旨について ④ 計画策定の体制について ⑤ 計画策定のスケジュールについて
令和5年7・8月	町民アンケート調査の実施 ・町内在住の18歳以上の方 2,000人 ※地域特性調査をするため、豊山、新栄、志水小学校区をそれぞれで抽出 団体アンケート調査の実施 ・町内の福祉団体、ボランティア団体など12団体
令和5年 10月	第2回第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ≪議題≫ ① アンケート調査結果の速報について ② 計画の体系案について
令和5年 12月	第3回第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ≪議題≫ ① アンケート調査結果（年齢階層別）について ② 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の素案について
令和6年 2月	意見募集（パブリックコメント実施）
	第4回第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ≪議題≫ ① パブリックコメントの結果について ② 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）の答申について

6 計画の根拠法令

「豊山町地域福祉計画」は、以下の法令に基づき策定しています。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「豊山町地域福祉活動計画」は、以下の法令に基づき策定しています。

社会福祉法（抜粋）

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 略

「豊山町自殺対策計画」は、以下の法令に基づき策定しています。

自殺対策基本法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

「豊山町成年後見制度利用促進基本計画」は、以下の法令に基づき策定しています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。


（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。



「豊山町再犯防止推進計画」は、以下の法令に基づき策定しています。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

7 用語集

索引	用語	解説
ア行	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない、または申し出せない人々に対して、公的支援機関などが手を差し伸べるように積極的に働きかけて支援や情報を届けることです。
	移動支援	移動が困難な方々に対して地域生活のサポートを行う福祉サービスです。具体的には、外出時の移動の介助や外出時の介護を提供します。
	インクルーシブ	「包摂的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味します。さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されないことを目指す社会の理念です。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを重視します。
	インクルージョン	「包摂的な状態」「共生している状態」を表します。多様性が受け入れられているだけでなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共生している状態を指します。
	SDGs (持続可能な開発目標)	2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標を言い、17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられています。
カ行	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者の相談に応じ、家計状況を「見える化」し、家計再生の計画・プランを作成し、家計管理に関する支援を行う事業です。
	教育支援センター	県や自治体が設置・運営する公的な施設です。主に不登校などによって小中学校に通えていないお子さまが利用し、無料で学習支援を受けたり相談にのってもらったりすることができます。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)をする人のことです。
	更生保護	犯罪を犯した人や非行のある少年少女が社会の一員として立ち直るための支援活動です。目的として、犯罪を犯した人や非行のある少年少女が、実社会で健全な一員として更生するために、指導監督や補導援護を行います。また、保護観察、応急の救護、仮釈放、生活環境の調整、恩赦などが更生保護の一環として行われます。
	個別避難計画	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難計画策定について、市町村の努力義務とされる制度です。この計画は、防災と福祉の連携により、災害時の支援や支援の効率化を強化することを目的としています。
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせて、困っている人々を支援する役割を担うソーシャルワーカーです。

索引	用語	解説
サ行	重層的支援体制整備事業	人々の困難や生きづらさに対応する支援ニーズに応じて、多様な活動を通じて地域の様々な動きに目を向ける支援を行います。具体的には、包括的相談支援、参加支援、利用支援、専門支援などの事業を通じて、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動を通じて、人々の様々なニーズに対応します。
	就労準備支援事業	生活困窮者の就労支援を目的とする法律に基づく支援事業で、生活困窮者の状態に応じた就労支援を実施します。生活困窮者の自立を強化し、労働を続けることを目指しています。
	スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名であり、当該の任に就く者を指します。児童・生徒や保護者の心理についての専門性を持ち、学校内でさまざまな課題に対して解決のための助言や指導を行います。
	スクールソーシャルワーカー	学校などでソーシャルワークを実践する専門職で、児童・生徒の最善の利益を保障するために活動します。学校を基盤として、児童・生徒の抱える問題に主に環境面からのサポートを行い、幅広い課題に対応します。具体的には、不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待、友人関係、非行・不良行為、教職員との関係、心身の健康などについて支援を提供します。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援や介護予防サービスの基盤を整備するために地域の機関と調整を行う専門職です。高齢者が地域で元気に生活できるように、生活支援サービスを提供し、住民組織や関係団体との調整役を果たします。
	生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称です。
	成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度のことです。
タ行	ダブルケア	家庭において、育児と親や親族の介護を同時に担うことです。
	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。この概念は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、協力と連携を重視し、地域全体で課題を解決することを目指しています。
	地域コミュニティ	地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことです。
	地域包括ケアシステム	高齢者の支援を目的とした総合的なサービスを地域で提供する仕組みです。介護、医療、住まい、生活支援などを一体として、地域の声を反映させながら持続可能で包括的に受けられるようにすることを目指しています。
ナ行	日常生活自立支援	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助を行うものです。
	ニュースポーツ	20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群を指します。この和製英語は1979年に初めて使用され、その数は数十種類に及びます。

索引	用語	解説
八行	ハイリスクアプローチ	疾患を発症しやすい高リスクの個人を対象に行動変容を促す方法で、二次予防の役割を果たします。疾病の発症・重症化を防ぐために、リスク要因を持つ人々にアプローチします。
	8050 問題	80 代の親（高齢者）が同居している50 代の子ども（中年）の生活を経済的に支えている状況をいいます。
	避難行動要支援者名簿	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者について、市町村が作成・活用する名簿です。この名簿は、災害時の避難行動支援に関する取り組みを促進するために設けられています。
	PDCA サイクル	管理業務や品質管理の手法の一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返し行うことにより継続的な改善を目指すプロセスのことです。
	フードドライブ	家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、食べ物を必要とする団体や施設に寄付する活動のことです。この取り組みは、食品ロスを減らし、生活困窮者の増加を防ぎ、環境負荷を低減する目的で行われます。
	フードバンク	食品関連企業から寄贈された食品を集めて、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配る活動です。
	フードパントリー	食品を無料配布する活動で、子育て世帯や高齢者などの貧困問題を解決するとともに、食品ロスの削減にも貢献しています。
	ペアレントトレーニング	知識の習得と実践を組み合わせたプログラムで、具体的な方法や工夫を学び、子どもとの関わりを向上させることを目指します。現在では、発達障害だけでなく、不登校や非行を繰り返す子ども、虐待を受けた子ども、里子や養子などに対応したプログラムが開発されるなど広がりを見せています。
	ヘルプマーク	障がいや疾患を持つ方々が、周囲に「支援や配慮を必要としている」と伝えるためのマークです。赤色の下地に白色のプラスマークとハートが描かれており、日常生活で困難を抱える方がサポートを受けやすくなるよう設計されています。
	ポピュレーションアプローチ	集団に対して健康増進や疾病予防を図る手法です。一般的に「集団全体の健康リスクを減らすために働きかける方法」として理解されています。
ヤ行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。

8 豊山町基礎データ

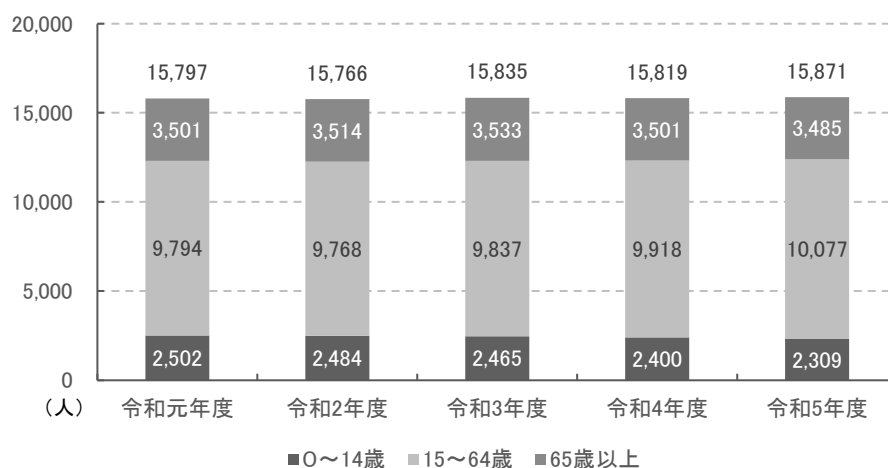
(1) 人口と世帯

① 人口推移

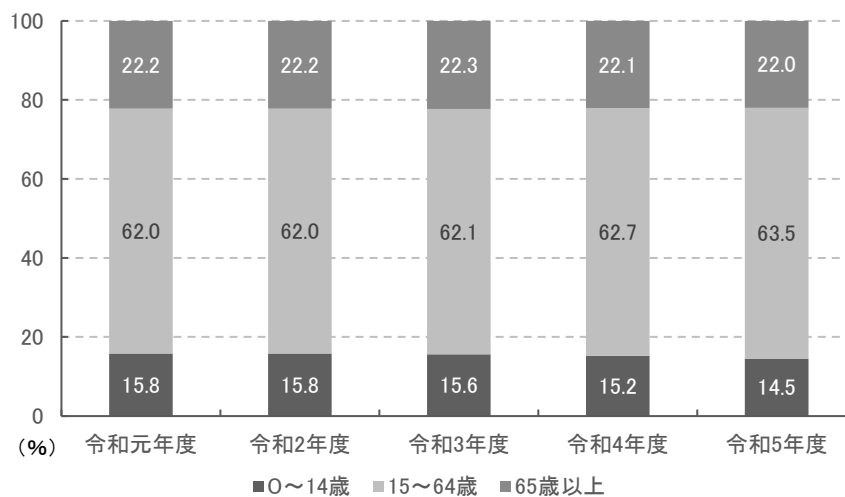
本町の人口は年々増加傾向にあり、令和元年度の15,797人から令和5年度で15,871人と74人の増加となっています。年齢3区分別で令和元年度と令和5年度を比べると、「0～14歳」が2,502人から2,309人と、「15～64歳」が9,794人から10,077人、「65歳以上」が3,501人から3,485人と、「15～64歳」が増加傾向にあります。年齢3区分別人口構成比をみると、「0～14歳」が減少、「15～64歳」が増加となっており、少子化傾向にあることがうかがえます。

【資料 住民課 住民・年金グループ（各年度4月1日現在）】

図表1 年齢3区分別人口の推移



図表2 年齢3区分別人口構成比の推移



② 外国人数の推移

外国人数は、令和3年度に512人、令和4年度に480人と減少するものの、令和5年度で527人と再び増加しています。総人口に占める割合は、令和4年度の3.0%から令和5年度の3.3%と、0.3ポイント比率が高くなっています。

図表3 外国人登録者数の推移

(単位：人)

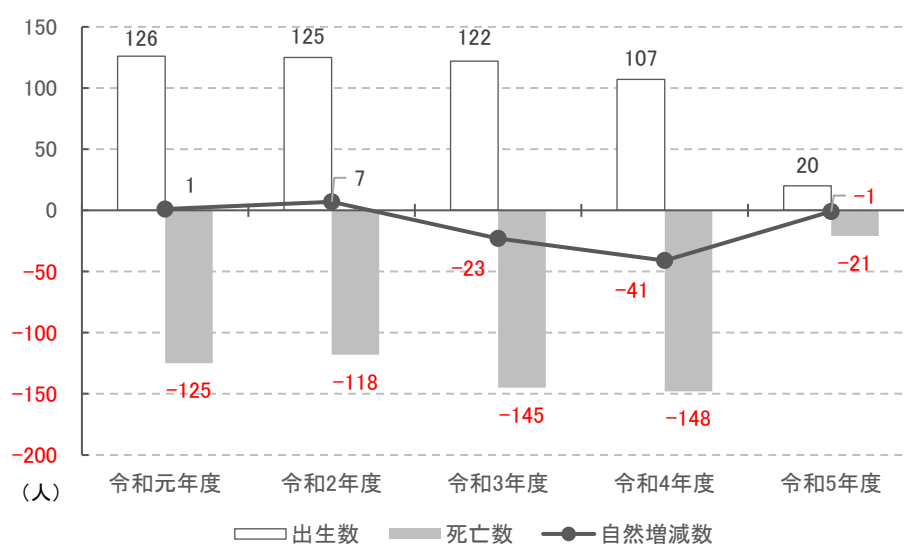
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外国人数	514	536	512	480	527
割合(%)	3.3	3.4	3.2	3.0	3.3

資料 住民課 住民・年金グループ（各年度4月1日現在）

③ 自然動態（出生・死亡）の推移

出生数は、年々減少傾向にあり、令和3年度には122人、令和4年度には107人と15人の減少となっています。死亡数については、令和元年度で125人、令和2年度で118人、令和3年度で145人、令和4年度で148人と増減をしているものの、100人以上の死亡数が続いています。出生数と死亡数については、令和3年度以降出生数が死亡数を下回る自然減の傾向が続いています。

図表4 自然動態（出生・死亡）の推移



資料 住民課 住民・年金グループ（令和元年度～令和4年度4月1日現在、令和5年度4月～5月）

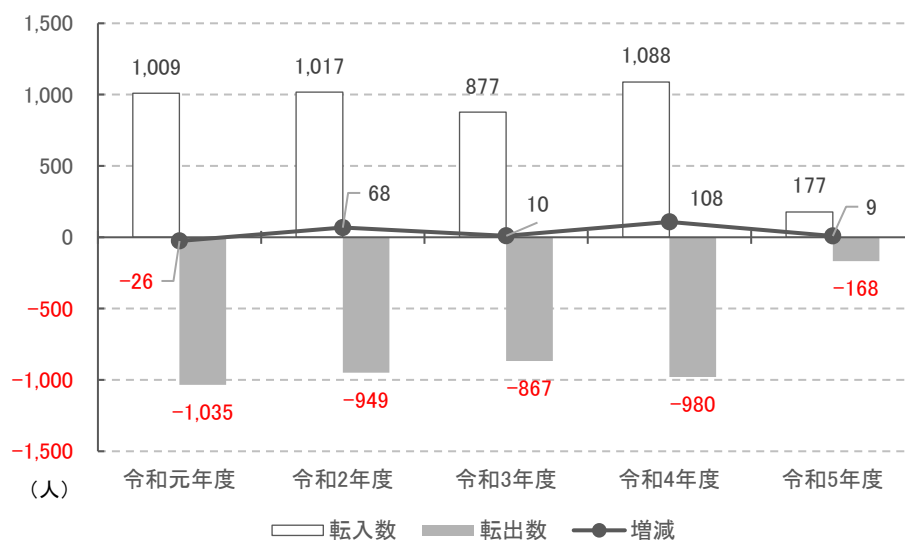
④ 社会動態（転入・転出）の推移

転入数は、令和元年度に1,009人で、令和2年度には1,017人、令和3年度には877人と一旦減少するものの、令和4年度には、1,088人といずれの年も800人以上の転入者がみられます。

転出数は、令和元年度に1,035人、令和2年度に949人、令和3年度には867人と一旦減少するものの、令和4年度には980人と増加に転じています。

転入数・転出数については、令和2年度以降転入数が転出数を上回る転入超過の状態が続いています。

図表5 社会動態（転入・転出）の推移



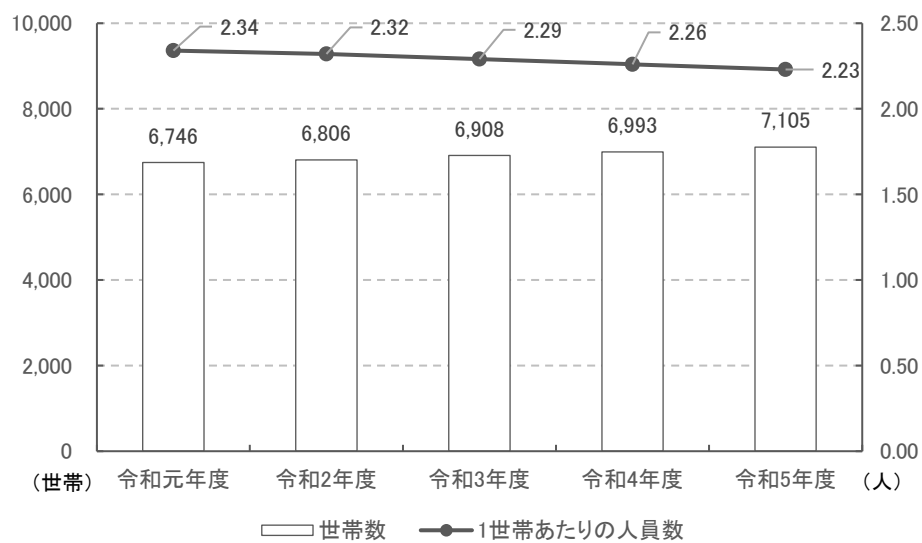
資料 住民課 住民・年金グループ（令和元年度～令和4年度4月1日現在、令和5年度4月～5月）

⑤ 世帯数の推移

世帯数は年々増加傾向にあり、令和元年度の6,746世帯から令和5年度に7,105世帯と359世帯増加しており、令和元年度からの推移をみると、増加傾向にあります。

1世帯あたりの人員は、令和元年度の2.34人から令和5年度で2.23人と0.11ポイント減少となっており、令和元年度からの推移をみると減少傾向になっていることがうかがえます。

図表6 世帯数の推移と1世帯あたりの人員数



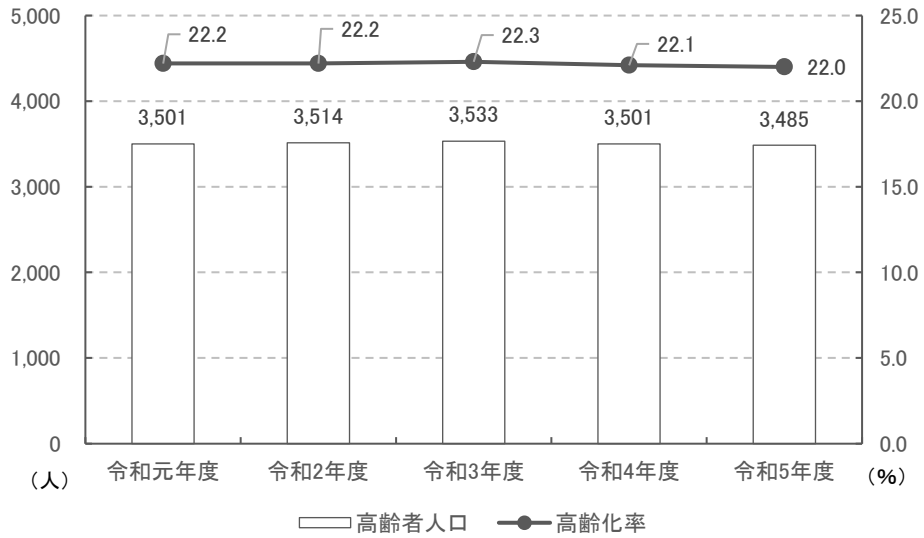
資料 住民課 住民・年金グループ（各年度4月1日現在）

(2) 高齢者の状況

① 高齢者人口と高齢化率の推移

高齢者数は、令和元年度から令和3年度にかけて増加傾向でしたが、令和4年度以降減少に転じています。高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は高齢者人口とともに増減していますが、いずれの年度においても22%以上を推移しています。

図表7 高齢者人口と高齢化率の推移



資料 住民課 住民・年金グループ（各年度4月1日現在）

② 高齢者のいる世帯状況

65歳以上の高齢者のいる世帯は、令和4年9月1日現在で2,421世帯になっており、総世帯数の34.3%となっています。

また、世帯に1人でも75歳以上の高齢者がいる高齢者世帯は、1,469世帯で20.8%、65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯は、816世帯で11.6%となっており、高齢化の進展に伴い、今後も高齢者のいる世帯の増加が予想されます。

図表8 高齢者のいる世帯状況

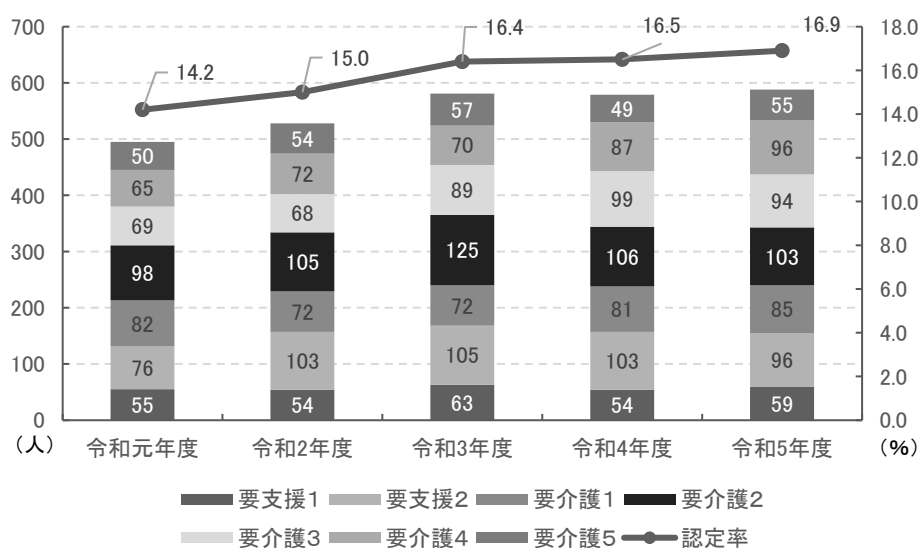
区分	総世帯	高齢者のいる世帯	高齢者のいる世帯の内訳	
			75歳以上高齢者	ひとり暮らし高齢者世帯
世帯数	7,062	2,421	1,469	816
総世帯数に対する比率 (%)	100.0	34.3	20.8	11.6

資料 保険課 介護グループ（令和4年9月1日現在）

③ 要介護認定者数の推移

要介護認定者は増加傾向にあり、令和元年度の495人から、令和5年度には588人と93人の増加になっています。中でも、令和元年度から令和5年度までに要支援2や要介護3、4の増加が目立っており、要支援者では24人の増加、要介護3では16人の増加、要介護4では31人の増加となっています。また、認定率についても、令和元年度の14.2%から令和5年度に16.9%と増加しています。

図表9 要介護認定者数の推移



資料 保険課 介護グループ（各年度4月1日現在）

(3) 障がいのある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度の421人から令和5年度の430人と9人増加となっています。どの年度も1級が最も多く、次いで3級の順となっています。また、令和5年度で1級と2級の重度の割合が全体の44.4%を占めています。

図表 10 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	120	123	133	131	127
2級	52	50	53	59	64
3級	110	109	99	101	104
4級	97	99	97	97	92
5級	18	18	17	19	20
6級	24	20	20	12	23
18歳未満	10	9	10	12	10
18歳以上	411	410	409	418	420
計	421	419	419	430	430

資料 福祉課 福祉グループ (各年度4月1日現在)

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で110人となっています。C判定が最も多く、約5割（50.9%）を占めています。

図表 11 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A判定	29	29	30	27	28
B判定	26	25	26	29	26
C判定	52	55	54	51	56
18歳未満	24	40	41	37	37
18歳以上	83	69	69	70	73
計	107	109	110	107	110

資料 福祉課 福祉グループ（各年度4月1日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和5年4月1日現在で154人となっています。2級が最も多く、約6割（59.1%）を占めています。

図表 12 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	18	16	15	19	18
2級	63	73	80	86	91
3級	34	34	32	35	45
計	115	123	127	140	154

資料 福祉課 福祉グループ（各年度4月1日現在）

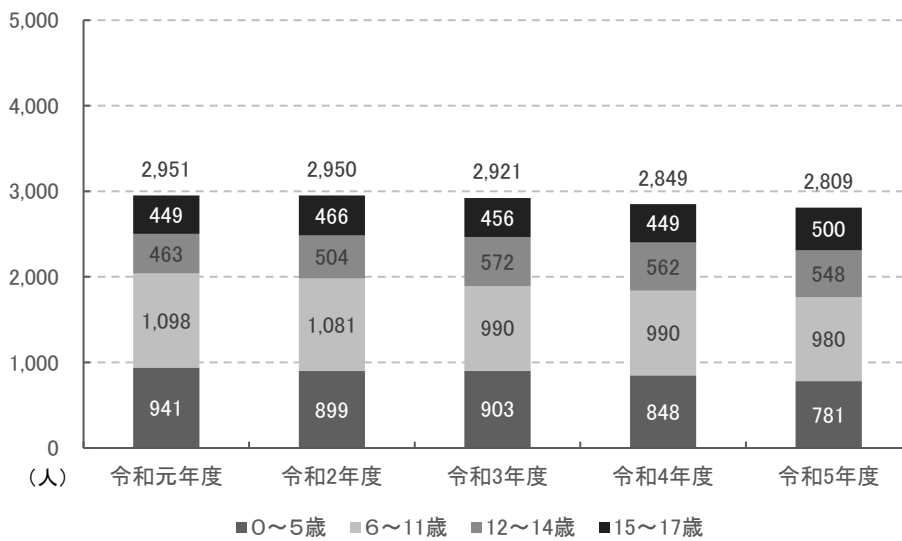
(4) 子どもの状況

① 児童人口の推移

0～17歳までの子ども人口をみると、令和元年度の2,951人から年々減少しており、令和5年度には2,809人と142人減少しています。

年齢区分別に児童人口の推移をみると、増減はあるものの、0～5歳と6～11歳は減少傾向にあり、12～14歳と15～17歳は、増加傾向にあります。

図表 13 児童人口の推移

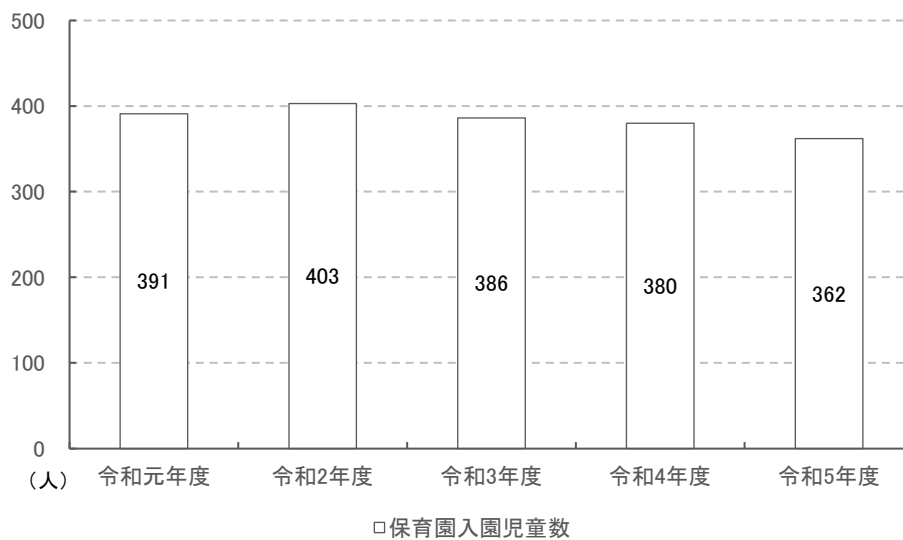


資料 住民課 住民・年金グループ（各年度4月1日現在）

② 入園児童数の推移

保育園の入園児童数の推移をみると、令和元年度から令和2年度にかけては増加傾向にあったものの、令和2年度をピークにそれ以降は減少傾向にあります。ピーク時の令和2年度の403人から令和5年度の362人と41人の減少になっています。

図表 14 保育園入園児童数の推移



資料 子ども応援課 子ども応援グループ（各年度4月1日現在）

(5) ひとり親世帯の状況

① ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移は、減少傾向にあり、令和5年4月1日現在では132世帯となり、令和元年度172世帯から40世帯減少しています。また、父子世帯の割合は減少傾向にあるのに対し、母子世帯の割合は増加傾向にあります。

図表 15 ひとり親世帯（町遺児手当受給世帯）数の推移

(単位：世帯数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひとり親世帯計	172	169	153	146	132
母子世帯	163	158	145	138	126
割合(%)	94.8	93.5	94.8	94.5	95.5
父子世帯	9	11	8	8	6
割合(%)	5.2	6.5	5.2	5.5	4.5

資料 子ども応援課 子ども応援グループ（各年度4月1日現在）

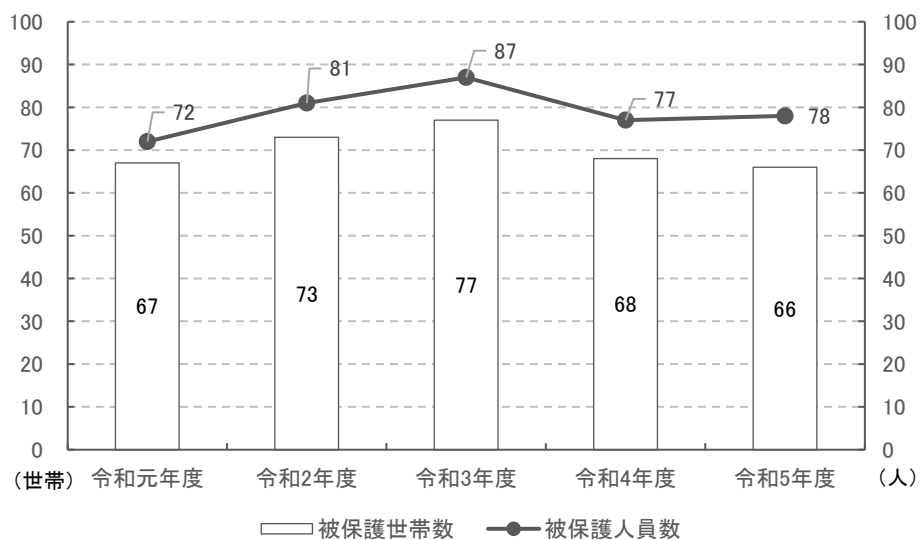
※町遺児手当：18歳到達年度の末日までの児童を監護している、ひとり親世帯及び両親のいない家庭

(6) 生活保護世帯の状況

① 生活保護の被保護人員・世帯数の推移

生活保護の状況は、令和5年4月1日現在で被保護世帯66世帯、被保護人員78人となっています。令和元年度と比べると被保護人員は微増で、被保護世帯は微減となっています。

図表 16 被保護人員・世帯数の推移



資料 福祉課 福祉グループ (各年度4月1日現在)

(7) 豊山町の自殺者の現状

① 豊山町の自殺者数の推移

豊山町に住所を有していた人の自殺者の状況をみると、過去5年間は年間5人以下で推移し、令和3年で4人となっています。

図表 17 豊山町の自殺者数の推移

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
男	1	2	2	3	0
女	0	0	1	1	2
計	1	2	3	4	2

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

② 自殺死亡率の推移

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、増減を繰り返していますが、令和2年と令和3年では全国及び愛知県を大きく上回っています。

図表 18 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移 ※全国と県との比較

(単位：%)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
豊山町	6.37	12.68	19.03	25.25	12.63
愛知県	14.43	14.67	16.04	15.94	15.90
全国	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25

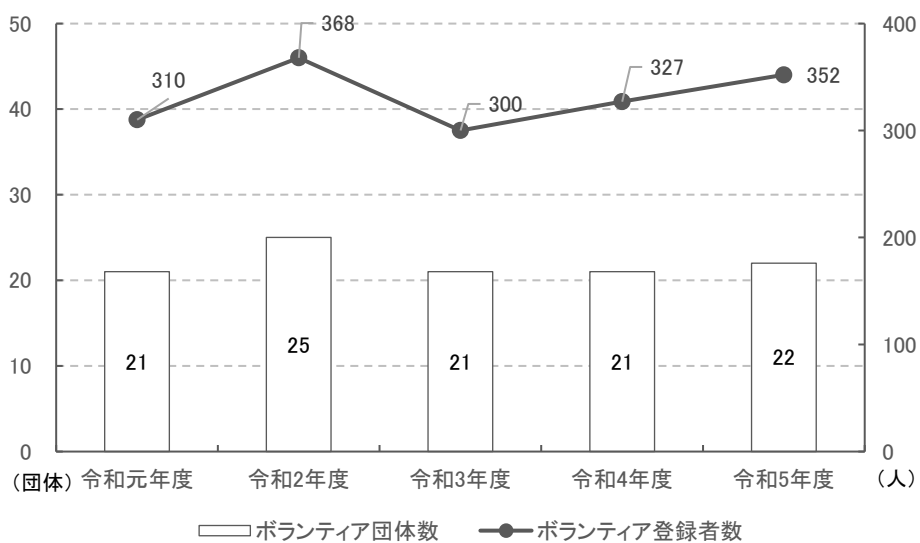
資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(8) ボランティアの状況

① ボランティア団体数、登録者数の推移

ボランティア団体数は、増減を繰り返し、令和5年度は22団体になっています。また、ボランティア登録者数でも増減を繰り返し、令和5年度で352人になっています。

図表 19 ボランティア団体数、登録者数の推移



資料 豊山町社会福祉協議会（各年度4月1日現在）

第4次 豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6年度～令和10年度

発行年月：令和6年3月

発行：豊山町・豊山町社会福祉協議会

豊山町 生活福祉部福祉課

住所：〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

T E L : 0568-28-0912 F A X : 0568-28-2870

社会福祉法人豊山町社会福祉協議会

住所：〒480-0202

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪270番地

T E L : 0568-29-0002 F A X : 0568-39-0017